

東京自治労連 2021 年度運動方針

I. はじめに

昨年の第 32 回定期大会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて半日の開催となりましたが、各単組・局支部の豊かな発言により年間の方針を確立しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、これまで経験をしたことのない自治体業務と労働組合活動の実践を強いられることとなりました。春闘期における中央集会なども小規模に縮小され、当局の新人研修取りやめによって新入職員の組合加入の説明会も開催できない単組もありました。さらに緊急事態宣言が発令された 4 月からは、東京自治労連を会場とする夜の対面の会議も全面的に中止となり、各単組・局支部においても組合活動が制限されることとなりました。

こうした中で Web を使った新たな会議形式がすすめられ、困難な中でも労働組合活動の前進に向けた取り組みが行われました。とりわけ緊急事態宣言で出勤抑制や、保健所や給付をはじめとした窓口職場などへの応援、在宅勤務のあり方など多くの問題が職場で噴出しました。こうした職場の声を取り上げ要求化し、当局との交渉を粘り強く繰り返す活動が、多くの単組・局支部で展開されたことが特徴です。9 区職労で共通して取り組まれたのが、本人が新型コロナウイルスに罹患した場合のサービスの扱いです。総務省や東京都の通知による「事故欠勤」扱いを勝ち取るため、各区職労では粘り強い交渉が行われてきました。また、各単組・局支部で結婚休暇や長期勤続休暇の取得期間の延長、在宅勤務の際の報告内容などをめぐり、多くの職場課題に正面から向き合った取り組みが行われました。こうした中で職場組合員から労働組合に対する信頼感が高まる状況も生まれました。

組合加入の取り組みは職場要求の実現に向けた運動とあわせて、地道に職場で加入を呼び掛ける動きが浸透しつつあります。「要求実現活動と組合加入は車の両輪」とした運動をさらに本格化させることが求められています。次世代育成の取り組みでは昨年、東京自治労連青年部の執行体制を確立して 1 年間取り組み、今年の青年部大会でも、引き続き執行体制を確立することができました。「東京自治労連 第一次組織拡大中期計画」の総括で教訓を明らかにしており、組織の増勢と職場の組合の強化、次世代育成を前進させる展望を切り開いています。

7 月に行われた東京都知事選挙では、コロナ禍により通常の実演行動などは困難でしたが、スタンディング活動など工夫を凝らし、組合員の要求実現に向けて取り組みました。

都立病院・保健医療公社病院の地方独立行政法人化反対のたたかいは、都知事選挙の争点となり、その後の署名活動などを旺盛に展開し、都議会第 1 回定例会で定款を出させなかったことは、都民のみなさんと私たちの運動の反映であり、引き続きたたかひの強化が求められています。

2 年に一度の第 13 回東京地方自治研究集会も新型コロナウイルス感染拡大のもとで集会の開催は中止となりましたが、記念講演、基調報告、各分科会の予定報告などを冊子としてまとめました。

新年の旗開き、東京自治労連 30 周年記念事業のほとんどが中止となりました。しかしこの大会に間に合うように 30 年史をお配りすることができました。

本大会では東京自治労連の運動を総括し、今後の一年間の方針を確立します。同時に今後の 1 年間の運動を単組・局支部とともにすすめる新たな執行体制を確立するものです。30 年の歴史をさらに前にすすめる節目の大会として、単組・局支部が東京自治労連に団結して今後の取り組みをすすめましょう。

II. 1年を振り返って

1. 改憲発議を阻止し、戦争法・共謀罪を廃止し、野党と市民の共同で立憲主義を回復し、平和と民主主義、表現の自由を守るたたかい

(1) 憲法を守り、共同を広げる取り組み

1) 9条改憲を許さず、市民と野党の共闘で憲法が生きる社会の実現に向けた取り組み

安倍前首相は、8月28日に記者会見を開き、健康悪化を理由に辞職することを表明しました。7年8カ月に及ぶ「安倍政治」は2014年に歴代政権の憲法解釈を強引に変更し、集団的自衛権の行使を認める「閣議決定」を行い、2015年に戦争法を成立させました。2017年には憲法9条に自衛隊を書き込む明文改憲を打ち出し、任期中の改憲に強い執念を示し続けていました。しかし、市民と野党の共闘を軸にした国民のたたかいによって実現させませんでした。安倍前首相の辞任は深刻な政治の行き詰まりの結果といえます。

安倍政権時に官房長官だった菅義偉氏が新首相となり、安倍政治を継承するとして憲法「改正」に挑戦したい、敵基地攻撃能力の保有は検討を進めると方針を示しました。この安倍なき「安倍政治」を許さず、憲法を守るため、新型コロナウイルス感染拡大の中にあっても、感染症対策を講じながら都段階や地域で共闘を広げる取り組みをすすめました。

総がかり行動実行委員会の行動に各単組・局支部から参加するとともに、東京自治労連本部は東京地評・憲法東京共同センターに結集して、新型コロナウイルス感染対策を行いながら毎月「9の日宣伝」や「憲法宣伝カー」による都内各地の主要駅での宣伝活動に参加してきました。

「2020 平和といのちと人権を！5・3 憲法集会」は、集会方式での開催を中止し、国会正門前での各界の方々のスピーチがインターネット配信されました。東京自治労連は実行委員会から配信されるインターネットアドレスを各単組に配信し、各単組・局支部で組合員に視聴することを呼びかけました。

2) 「戦争法廃止・憲法闘争本部」の取り組み

東京自治労連は、憲法闘争を「特別の任務」とした自治労連の方針を受けて15年5月に「憲法闘争本部」を設置し、本部・各単組・局支部一体でたたかってきました。毎月、拡大中央執行委員会の中で憲法闘争拡大闘争本部会議を開催し、情勢を共有化し課題について提起してきました。また、「安倍政治」を引き継ぐ菅政権となったことを踏まえ、憲法を守る運動を前進させていくための「憲法学習運動」を重視しています。

3) 憲法をいかす自治体労働者東京連絡会の取り組み

憲法をいかす自治体労働者東京連絡会は、第16回総会・講演会は11月27日に33人が参加して開催しました。

総会で決定した毎月の宣伝活動は、新型コロナウイルスの影響で未実施となりました。今年度はコロナ禍の状況でも工夫しながら実施することが確認されました。

記念講演は、講師に文芸評論家の齋藤美奈子さんが「もう一度、憲法について考えよう！—憲法と人権と表現の自由—」と題して行い、「見方を変えると憲法は最後に頼れるみんなの味方。第11条基本的人権をはじめ16の条項が国民の人権を規定している。」と話しました。参加者からは、「コロ

ナ禍だからこそ、基本的人権の尊重など、憲法の大切さを改めて感じました。」等の感想が寄せられました。

(2) 職場・地域から「核兵器廃絶」をめざす取り組み

被爆 75 年の節目として開催される 2020 年原水爆禁止世界大会の大会成功にむけて、原水爆禁止東京協議会は、平和と公正な社会をめざすすべての人々と連帯し、各種の行動を呼び掛けました。

東京自治労連は、「原水爆禁止 2020 年世界大会の成功と核兵器のない平和な日本と世界をつくる運動前進に向けて」方針を確立し、①オンライン開催される大会で地域原水協が呼びかける「見る会」への参加をすすめる。②日本原水協発行の「被爆 75 年 考えよう核兵器・地球・私たちの未来(未来パンフ)」の普及と学習会の開催を青年組合員に働きかける。③「平和の波」行動(8 月 6 日～9 日)として、8 月 6 日 8:00～8:30 に全国一斉のスタンディングと黙とう等を単組・局支部に呼びかけました。

平和行進は、7 月 23 日に甲武トンネルで山梨県から引き継ぎ、27 日の上野区民館での集結集会まで都内各地でミニ集会と行進が行われ、東京自治労連は実施された東日本都内コースリレー全てに参加しました。

人類史上初めて核兵器を違法なものと定めた核兵器禁止条約に署名・批准する国や地域が増え、2020 年 10 月 24 日に批准国が発効に必要な 50 ヶ国に到達しました。条約の規定で 2021 年 1 月 22 日に発効することが決まりました。

東京原水協・東京平和委員会・憲法東京共同センターなど 5 団体は「2021 年 1 月 22 日核兵器禁止条約発効日全都いっせい宣伝」を提起しました。これを受けて、東京自治労連は、「2021 年 1 月 22 日核兵器禁止条約発効日全都いっせい宣伝実施」を呼び掛けました。単組・局支部は、地域原水協及び地域労連とともに、各地域にある主要駅頭や繁華街・商店街などで行いました。東京自治労連役員は、都段階組織の合同宣伝行動(1 月 22 日)池袋駅東口に参加しました。

(3) オスプレイ配備撤回、沖縄の新基地建設反対、日米安保条約廃棄に向けた取り組み

1) オスプレイ配備撤回を求める取り組み

「横田基地の撤去を求める会」が呼びかける毎月第 3 日曜日の「福生市フレンドシップパーク座り込み行動」に各単組・局支部とともに毎月参加し、オスプレイの配備撤回を求めました。座り込みは、2021 年 1 月 17 日で 142 回を数えています。

2020 年 10 月 10 日に福生市民会館大ホールにおいて、「第 11 回横田基地もいらぬ！沖縄とともに声を上げよう 市民交流集会」が開催され、全体で 800 人が参加しました。また、11 月 22 日には、オスプレイ反対東京連絡会主催の「オスプレイ配備撤回！東京大集会」が福生市・多摩川中央公園にて開催され、約 1,000 人が参加しました。集会では平和を守る運動の未来をつくる観点から、「野外シンポジウム青年による運動交流・発信」が行われました。

2) 日米安保条約廃棄、日米地位協定の見直しなどに向けた取り組み

2018 年 7 月に全国知事会が「米軍基地負担に関する提言」を採択して以降の意見書採択自治体は、1 月 6 日現在、519 地方議会となり、全国の自治体(1,788)の 29%になりました。東京は、多摩市、三鷹市、清瀬市、東久留米市、小平市、小金井市、羽村市で採択されています。

2020年1月に横田基地周辺の井戸を東京都が調べ、4地点から発がん性が指摘されている有機フッ素化合物(PFOS/PFOA)が検出され、健康被害が指摘されました。東京春闘共闘会議が主催する自治体キャラバン16(2020年1月16日～2月5日)では、三多摩地域の懇談の際、地下水の農地使用や学校給食への影響などが課題として懇談され、「横田基地撤去を求める会」として問題視し、追及をしてきました。

2. 労働法制の改悪を許さず、すべての労働者の大幅賃上げめざし、最低賃金の引き上げ、公契約適正化、公務員賃金引き上げの制度的賃金闘争を前進させ、正規を基本とした雇用で格差と貧困の解消をめざすたたかい

(1) 賃金の大幅引上げ、最低賃金引き上げと全国一律最賃制の確立、全ての労働者の生活改善実現の取り組み

新型コロナウイルス感染症拡大により、すべての行動が中止や規模の大幅な縮小となり、東京自治労連の各単組・局支部から多くの仲間を結集することのできない春闘行動となりました。しかし、このような状況でも、自治労連全国統一行動で提起されたイエローカラー統一行動に東京自治労連として初めて取り組み、青年部で考案したイエローシール「春闘くん」を活用し春闘へ参加しようと呼びかけるなど、大々的な行動は中止になりましたが、コロナ禍での創意・工夫を凝らした20春闘の取り組みとなりました。

コロナ禍で行われた今年の中央最低賃金審査会は引き上げの目安を出しませんでした。

引き続き東京地方最低賃金審議会では、労働者委員の激しい抗議と席を立つほどの抵抗をよそに、最低賃金の引き上げを行わず据え置きました。

各地方最低賃金審議会では、引き上げをすべきとの意見が多くを占めたものの、労使間の主張に隔たりが大きく、3円引き上げを決めた徳島などは、使用者側が退席する中で採決が行われ、40の地方審議会でも1～3円の引き上げ答申が示されました。結果的にDランク全ての県が2～3円引き上げ、ランク上の地域間格差が縮小され、全国加重平均902円、1円(0.1%)の引き上げに止まりました。

こうした中、東京自治労連では、東京地方最低賃金審議会の傍聴に積極的に参加し、「最低賃金の全国一律引き上げで経済復興を11.26国会議員との院内学習会」に参加してきました。

また、国民春闘共闘・全労連・国民大運動実行委員会は、「最低賃金全国どこでも1,500円実現へ」「医療・介護福祉の充実を」「公の役割を發揮し コロナ禍に苦しむ中小企業フリーランス支援を」等のプラスターを掲げ、11月5日中央行動に人数制限をして取り組みました。

(2) 公契約適正化運動の前進に向けた取り組み

自治体キャラバン16の中で、公共工事・公共調達など公契約の改善、最低賃金と地域中小業者支援などについて意見交換を行ってきました。

公契約条例が杉並区で3月に成立し、都内10自治体となりました。自治体キャラバンでの意見交換や実態調査など長年にわたる取り組みが実を結んだもので、報酬審議委員会には組合代表が参加することが出来ました。新たな制定の動きは、中野区、北区などにも広がり、葛飾区、江戸川区では、10月施行に向けての準備が進められています。

(3) 労働法制の改悪を許さず、8時間働けば誰もが人間らしく暮らせる社会をめざす取り組み

2019 年末に政府は公立学校に 1 年単位の変形労働時間制を導入する教職員給与特措法改悪を行いました。これは教員の働き方をさらに悪化するもので、条例化阻止に向け「都内公立学校への『1 年単位の変形労働時間制』導入を可能とする条例をつくるのではなく、安心して豊かに学べる小人数学級実現を求める団体署名」に取り組みました。その結果、都議会での提案は見送られることになりました。小池都知事は地方公務員への導入をすべきとして、地方公務員法改正を国に求めています。さらなる運動の強化が求められています。

3. 「こんな地域と職場をつくりたい」運動の取り組み

(1) 不払い残業根絶・超勤職場訪問、実効ある 36 協定締結の取り組み

当局の「ノー残業デー」などの機会に、世田谷、目黒、品川、板橋など各単組、局支部で、「超勤職場訪問」が定着し定期的に取り組みられています。職場訪問は、職場の状況や組合員の声を聞く機会ともなっています。

新型コロナウイルス感染拡大のもと、2 度にわたる緊急事態宣言の発出で、出勤の 8 割削減やテレワーク、時差勤務など勤務体制が大きく変えられました。また、保健所をはじめ特別定額給付金やマイナンバー交付の職場など多くの職場で業務が激増し、会計年度任用職員などの採用、部課を越えた応援などが行われましたが、それでも長時間労働がまん延しました。特に保健所職場など 36 協定の特別条項の活用にとまらず、地公法 33 条 3 項の適用もせざるを得ない状況が生まれました。しかし、長時間過密労働は、過労死に直結しかねないものであり、人員配置も含めた対応が求められます。労使が対等で協議する安全衛生委員会なども活用して、超過勤務縮減への取り組みが続いています。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大にかかわる単組での取り組み

新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が発出され、単組・局支部では、職場の声を聞き、要求をまとめ、交渉を繰り返し、職場に返すことで、職場要求を実現させてきました。新型コロナウイルス罹患時の欠勤の扱いをめぐるっては、2 月段階では東京都も特別区も職員が感染した場合「医師の診断書」による「病気休暇」を取ることができるという扱いでした。しかし 3 月に総務省から「有給の特別休暇」としての扱いとすることとする通知が出され、東京都は本人罹患の場合は「事故欠勤」扱いとしました。しかし特別区人事委員会は総務省通知の内容に沿った追加の通知も出さないままとなっていました。東京自治労連は、総務省や東京都の通知内容を周知し、取り組み状況を知らせる中で、各単組で交渉し、9 区職労のうち 7 区職労で「事故欠勤」を勝ち取っています。未だに勝ち取れていない単組もありますが、病気休暇では勤勉手当の算定で不利益が生じるため繰り返し交渉しています。

さらに、結婚休暇やリフレッシュ休暇、夏期休暇の利用期間の延長など組合員の声を要求にした取り組みが、各単組・局支部で取り組みられました。会計年度任用職員の服務等についても正規職員と同様の取り扱いを求めて実現してきました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、基礎疾患のあるハイリスクな職員や妊婦の健康を守るための出勤制限、職員の出勤を 2 割とする中でのテレワークや時差勤務の拡大、住民に対する各種給付金の支給や融資、生活保護申請など自治体への相談業務が増え、従来的人员では足りない状況が生まれ、様々な職場で応援や派遣の受け入れも行われました。さらには、繁忙を極める保健所の体制

づくり、保健所の特勤手当の増額や範囲拡大などでは、職場要求を勝ち取ってきました。

(3) 職場からの予算人員要求の取り組み

コロナ禍での取り組みとなった 21 年予算人員要求闘争は、緊急事態宣言の発出に伴う職場の人員体制など切実な要求をもとに交渉がすすめられました。この間、職場から取り組む予算人員要求闘争をめざし、職場懇談や職場訪問で組合員の声を聞くなど、労働組合の姿が職場に見える取り組みとしてきたことが、職場からの要求集約にも役立ちました。また、緊急事態宣言下で、どの職場でも人員が不足していることがうきぼりになり、保健所や給付金業務など兼務辞令や労働者派遣法にもとづく派遣などその場しのぎの対応が続きました。

各単組の取り組みは、3 密対策によって団体交渉が困難な状況の中、各職場からの訴えを分散して行うなど、職場の切実な要求を明らかにした取り組みが進みました。

このような取り組みの中で、江東区職労では、80 人の削減を 21 名減に押し返しました。また、各区職労では、保健師の増員を求め、文京では定数増を、目黒でも 3 人の増員を勝ち取りました。

(4) 自治研活動を再構築し、職場の取り組みと住民共闘を前進させる取り組み

1) 職場からの自治研活動と地域での取り組み

職場からの自治研活動を提起し、自治研推進委員会での交流を計画しましたが、取り組み方針の提起も出来ず、推進委員会が約 4 ヶ月休止となる中十分な取り組みになりませんでした。しかし、コロナ禍で職場が激変する中で、窓口での感染防止や 3 密対策など、どのように住民に対応するかが職場から提案検討されるなど、職場自治研につながる動きがありました。また品川では、「新型コロナウイルス感染症アンケート」に取り組み、正規職員に止まらず会計年度任用職員や派遣職員から 1300 通を超える回答がありました。職員は、感染の不安を抱えながら仕事に従事していることや、在宅勤務の問題点など、職場の実態を把握し考える取り組みが行われました。

2) 職域部会を中心とした活動

職域部会を中心とした活動は、3 月からコロナ禍で幹事会等が中止となり十分な取り組みは出来ませんでした。しかし、再開後の幹事会では、それぞれの分野での実態が語られ、職場の状況を深め合うことができました。児童館・学童保育協議会では、緊急事態宣言下の学校の休校にともない急遽、朝から学童保育を開設することになった各施設の対応や、3 密を避けるための工夫、感染対策としての消毒などの増えた業務への対応や仕事の工夫を交流しました。児童館機能については休館の対応もあり、現在も予約による人数制限を設けるなどの実態が語られ交流しています。

また、医療部会や公衆衛生部会は、自治労連が提起した「新型コロナウイルス感染拡大期における保健所・自治体病院の職場実態調査」に取り組み、自治労連はそれらをもとに提言を公表し、厚労省における記者会見を行いました。この記者会見はマスコミに注目され、大きく取り上げられました。

さらに、公衆衛生部会は、11 月 21 日に「公衆衛生部会学習交流会」を Web も含めて開催し、衛生局支部や各区職労の保健所職場から 24 人が参加しました。保健所本来の機能や仕事、この間進んだ公衆衛生の解体について学ぶとともに、この間のそれぞれの職場実態を語る集会成为りま

した。職場では、土日の出勤の振替もままならない勤務体制や、陽性者への対応、疫学調査に長時間かかる状況が共通して語られました。また、感染症対策をないがしろにし、増えた業務も人を増やすことなく対応してきたこと、検査技師など専門職を非正規にしてきたことなど、共通する実態も出されました。さらに、「保健所の役割や仕事が知られていない」「住民の暮らしと保健所の関係を知ってもらいたい」など、労働組合としての取り組みの課題も明らかにされました。

また、保育部会では、コロナ禍での自治労連の調査をもとに、職場実態を交流しました。緊急事態宣言下でも、休園や登園自粛ではあったものの、医療従事者やエッセンシャルワーカーなど保育の必要な子どもの保育は実施してきました。緊急事態宣言下の保育は、保育所の施設基準や職員配置基準の劣悪さがうきぼりになりました。このような事態の中でも、公立保育園の民営化が止まることもなく、墨田や品川、目黒などで、地域で公立保育園の民営化反対や公的保育を守る取り組みがすすんでいます。目黒では、公立保育園の職員へのアンケートだけでなく、区内の民間保育施設へのアンケートを行い、民間から公立保育園の役割や要望をまとめました。民間園からは、医療ケアの必要な子への対応の要望とともに、「目黒のスタンダードを体現してほしい」などの声が寄せられました。

3) 第13回東京地方自治研究集会と第15回地方自治研究全国集会

コロナ禍により、準備が始まっていた、10月1-2日に岩手県盛岡市で開催が予定された「第15回地方自治研究全国集会」は、6月23日中止が決定されました。

また、第13回東京地方自治研究集会は、12月13日(日)明治大学での開催を予定し、全体会と8つの分科会、基礎講座、プレ企画の準備を始めました。集会準備は、緊急事態宣言による中断をはさみながら、8月まで3回の実行委員会と8つの各分科会の運営委員会をそれぞれ1回以上開催しました。しかし、会場の明治大学から貸出中止が伝えられ、8月に開催した第3回実行委員会で、集会の中止と記念講演、基調報告、準備が進んでいる分科会の各報告を掲載した冊子を発行して、第13回東京地方自治研究集会に代えることとしました。

冊子は、12月11日に発行し、実行委員会参加団体を中心に、500部を超える活用がされています。各団体からは、分科会報告を含め、多彩な内容で役に立つと好評でした。

さらに、地域研究所を持つ、世田谷、板橋、文京では地道な研究活動や住民との取り組みが続いています。

4) 予算分析

予算人員要求の基礎となる行政分析の一環として、東京都と区市の予算分析に取り組みました。

①2020年度東京都予算の予算分析

都庁の各局支部や東京自治問題研究所と、2020年度東京都予算分析を取り組みました。2020年度東京都一般会計予算は、過去最大であった前年度に次ぐ予算規模です。その主な施策は、『「スマート東京」の実現』や「成長戦略の推進」として「官民ファンドの移管」など「国際金融都市・東京の実現」関連、「稼ぐ力」強化として東京版「Society5.0」関係などの新規事業が位置付けられています。また、都立病院・公社病院の地方独立行政法人化への予算化もされています。

私たちの要求に一部応えたものの、小池都知事になってから一定前進した介護や保育、障害などの都民向け施策の多くは、制度的裏付けを持っているものではなく、来年度以降計上されるとは限りま

せん。小池知事は、政府・財界の戦略を牽引する役割を果たそうとしています。

これらを分析した「2020年度東京都の予算分析」は、20年3月末に発行し、都民連などで活用されました。

②20年度区市の予算分析

コロナ禍の緊急事態宣言下での作成となり、各単組からは、世田谷のみの分析となりましたが、各市区的「広報」の予算特集を掲載するとともに、自治体のAI、IoT、RPAなどデジタル化の予算上の表れを分析するに止まりました。

今後、予算人員闘争とも結合させた予算分析の必要性を訴え、多くの単組での取り組みに広げていく必要があります。この間自治研推進委員会や行財政委員会で取り組みについて協議をすすめてきました。今後の予算分析につなげていきます。

3) 21年度東京都予算の予算分析

21年度東京都予算は、2021年1月29日に予算案が発表されました。現在、東京自治問題研究所とともに、分析をすすめています。

4. 自治体「構造改革」に反対し、住民本位の自治体づくりの取り組み

(1) 「公的サービスの産業化」や「自治体戦略2040構想」の具体化を許さない取り組み

「自治体戦略2040構想」やSociety5.0を受け、AI・IoT・RPAなどの新技術を駆使した「スマート自治体」づくりと称し、職場の「働き方改革」やAI、DX推進にむけた若手のプロジェクトづくりなど具体化が職場に広がっています。職場に浸透しないよう十分な注意を払うよう呼びかけ、自治研推進委員会等で調査・交流をしてきましたが、コロナ禍で中止が続く中、十分な検討が出来ませんでした。

東京都の税務職場では、2019年4月、板橋都税事務所の窓口(固定資産税・納税証明等)を民間委託しました。併せて、都税証明郵送センターを文京都税に設置し、郵送業務を集約化し委託化しました。しかし、2020年4月、民間委託の入札不調という結果も踏まえ、10月、直営で業務を行うことになりました。これは安易な委託の結果と言えます。

主税局は、委託化の課題・問題点として次の点をあげています。①4月繁忙期を避けた契約の開始が困難。②最低賃金の上昇や同一労働同一賃金の導入等により業務委託化による費用対効果を得ることは難しい。③公権力の行使である証明書交付は委託することは出来ず、証明書発行業務を輪切りにして一部を民間委託しても、工程を曖昧にすれば偽装請負の問題が起きること。④民間ノウハウを活用しての業務の改善の余地は少ない。と述べています。

都税支部が、公務員の判断が必要な行為を委託することは偽装請負になるという足立区における戸籍窓口委託の闘いを教訓とし、委託の矛盾や問題点を主張するなど、全国の取り組みの成果を反映した結果といえます。

(2) 都立病院の地方独立行政法人化を許さない取り組み

「都立病院の充実を求める連絡会」の都知事向け署名には、地域労連などとともに各区職労も取り組みました。全体で59,000筆を超える署名を都知事に提出しました。また、東京自治労連として、20年1月に「都立病院の充実を求める連絡会」と協力して、地域・職場での宣伝を提起しました。地域へのポスティングは、1万枚を板橋区職労が高島平地域で行った後、新型コロナウイルス感染拡大とそれに続く緊急事態宣言の発出で中止となりました。

「私たちが求める医療と介護・福祉を実現する東京実行委員会」を引き継いだ「人権としての医療・介護東京実行委員会」は、21年2月開会の都議会第1定例会で、「地方独立行政法人化」の動きを止めようと、急遽都議会向け「都立・公社病院の地方独立行政法人化を中止し、医療サービスの充実を求める請願署名」を作成し、11月末から取り組みました。現在、3万5000筆を集約・提出し、第1定例会で2月16日に厚生委員会で審議されましたが不採択となりました。新たな条例提案は都議選後となることが想定されます。引き続き署名活動をはじめとした取り組みの強化が求められます。

5. 生活改善できる公務員の賃金引き上げ等のたたかい

人事院は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、一時金に関する調査を6月29日から7月31日に先行して実施し、月例給の調査は8月17日から9月30日と大幅にずれ込みました。10月7日には、一時金のうち期末手当0.05月を削減する勧告となりました。このことを受け、地方人事委員会も一時金に関する勧告を先行させ、特別区では0.05月、東京都は0.1月引下げとなり勧告通りの実施となりました。

例年、東京自治労連では、「人事院勧告説明会」を実施していますが、今回の勧告は、一時金と月例給が別々で出されるため「人事院勧告説明会」ではなく書記長会議を10月7日に開催して当面一時金の勧告内容、状況について説明を行いました。なお、月例給については、都・区ともに改定は行いませんでした。

東京自治労連が、東京春闘共闘、東京地評公務部会に結集して例年取り組む人事院、都・区人事委員会に対する2回の要請行動のうち、1回目は7月17日に予定しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりやむなく中止となりました。10月19日の東京都人事委員会に向けた都庁前宣伝行動、都・区人事委員会に対する要請行動については、実施することができました。

すでに定年延長を含む国家公務員法等改定案は検察庁法とあわせて廃案となり、地方公務員法改定案は継続審議となっています。今後、早急に定年延長の法案を成立させ、各自治体での条例化が求められています。

6. 「いつでも雇い止め」「いつまでも非正規」の拡大を許さず、雇用安定と賃金労働条件改善をめざすたたかい

2020年4月から、臨時・非常勤職員の任用厳格化と勤務条件確保を目的として、会計年度任用職員制度が導入されました。会計年度任用職員制度については、各単組・局支部では、労働条件の改善を求めた取り組み、職務経験に応じた経験加算を行うとともに、任用回数制限の撤廃など引き続き取り組みをすすめています。あわせて、自治体キャラバン16を通じ、各自治体との意見交換にも取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響では、学校の休校や保育園の登園自粛の際、正規職員は有給で在宅勤務となる一方で、会計年度任用職員は勤務日を割り振らず無給扱いとするなど、正規と非正規との格差が問題となりました。

東京自治労連は、各単組・局支部に会計年度任用職員の処遇について格差が生じないよう当局への要請を行うよう呼びかけました。また、一時金削減では、期末手当の削減は、会計年度任用職員の一時的マイナスに直結することから、勤勉手当相当分となる別途の報酬など求めることを公務公共一般と連携し確認してきたところです。

国の期間業務職員には、勤勉手当があります。しかし、自治体の会計年度任用職員には勤勉手当がありません。結果として、一時金がマイナスの時は期末手当が減額され、プラスの時は勤勉手当に加算されるため、会計年度任用職員はマイナスのみ影響を受けることになります。制度改正に向けた取り組みを自治労連と連携してすすめることが求められています。

7. 労働安全衛生活動の取り組み

(1) 東京自治労連労働安全衛生活動推進委員会の取り組み

2020年度の労働安全衛生活動推進委員会は3回開催し、第19回労安活動交流集会の準備や2020年度の各単組・局支部での労安活動の課題と活動について交流を行ってきました。第2回推進委員会において新型コロナウイルス感染症拡大防止のため第19回労安集会の中止を確認しました。コロナ禍における労働組合の各種会議が縮小、中止されるもとでも、コロナ対応における労安活動の重要性について認識の共有化をはかり、労安の基礎学習を行い労安活動の強化をめざし2月段階での学習会の設定について議論を行いました。学習会の講師や内容について素案の検討を行いました。新たな緊急事態宣言をふまえて学習会の中止を決断せざるを得ませんでした。

コロナ禍における今後の推進委員会や学習会の開催方法について具体化することが求められています。

保育部会では、総会で労働安全衛生活動の方針を確認し活動をしています。しかし、3月の緊急事態宣言後、「自分が感染したら」「保育園にもちこんでしまったら」との不安を推進委員が抱え、そのフォローをしながらの活動になりました。推進委員は、定着している単組もあれば、一年ごとに代わる単組もある中で、委員会の参加を追求しています。

東京自治労連労働安全衛生活動交流集会の中止もあり、推進委員が何を学びたいかを出し合いながらの活動となりました。今後は、コロナ禍での職場の労働安全衛生活動について学ぶ学習会の開催などを中心に、推進委員会で議論をしながら労安活動に取り組みます。

(2) 働くもののいのちと健康を守る東京センターに結集した取り組み

6月6日開催予定であった東京センターの第7回安全衛生学校は延期となり、7月18日、働くもののいのちと健康を守る東京センター第17回総会は時間を短縮して開催されました。全体で44名が参加し、記念講演は「コロナ被害の中で精神疾患・自死の予防のために」と題して、理事長の天笠崇氏が行いました。講演では新型コロナウイルスの世界的規模の波及とその影響、災害時のこころのケア、自殺者の勤務問題原因の推移、ストレス・不安・うつとの関連などについて学びました。

8. 社会保障改悪をはじめとした国民犠牲反対、住民本位の自治体施策を守り発展させる取り組み

(1) 当面消費税5%への引き下げを求めて

消費税は、所得の少ない人ほど負担の重い税です。行き過ぎた大企業減税をやめ、富裕層に応分の負担を求め、防衛費や政党助成金、無駄な公共事業費などを見直せば、財源は生まれます。本来「税」が果たすべき『所得の再配分』による格差の是正と貧困の解消機能を取り戻すことが必要です。

東京自治労連も参加する「消費税廃止東京各界連絡会」は、毎月大塚駅前、消費税廃止定例宣伝行動を行いました。新型コロナウイルス感染の拡大に、3月～5月は定例宣伝も中止しました。7月に再

開し、10月には池袋駅東口で大型宣伝を行いました。また、各単組・局支部にポスターや「消費税はいらない」パンフを送り、職場への普及を図りました。

(2) 社会保障制度の改悪を許さない取り組み

1) 医療制度の改悪を具体化させず、地域医療を守る取り組み

この間、社会保障の改悪を許さず拡充を求める運動では、全労連、自治労連などの運動に積極的に参加してきました。中央社保協、全労連などが提起する医療・介護の大改悪を阻止するための「安全・安心の医療介護大運動」の一環として署名運動に取り組み、今年も、中央社保協作成の国会請願署名に「国保組合の育成・強化」「若い人も安心できる年金制度」の2項目を加えた「安全・安心の医療介護を実現する」署名に、東京社保協や東京地評などと取り組みました。

中央社保協や保険医団体連合会、自治労連、医労連などでつくる実行委員会が、10月22日に開催した「#いのちまもる 医療・社会保障を立て直せ！10.22 総行動」は、午前中を東京の集会として、リレートークで都立病院の地方独立行政法人化反対や、コロナ禍での病院の実態などを訴える行動となりました。東京自治労連からは、11人が参加しました。

日本医労連・中央社保協・自治労連・地域医療機能推進機構病院等を拡充する会などが主催して、2020年11月23日に開催された「第10回地域医療を守る運動全国交流集会」は、Web開催で全国から127の接続があり、基調報告では、「医療・公衆衛生を自己責任や助け合いの問題にすり替え市場原理にゆだねるのではなく、社会保障に手厚い社会へ踏み出すことが求められている」と指摘されました。また、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための国会請願署名(いのち署名)」に取り組むことが提起されました。

東京社保協に結集した取り組みでは、3月当初予定した総会は書面開催となり、東京社保学校も中止となりました。幹事会は、3月末より、Web参加も含め開催され、国民健康保険や医療、年金、生活保護などの取り組みと情報交換を行いました。

東京自治労連が、東京医労連などをつくる「東京医療関連協」では、毎月第4土曜日のサタデーアピール宣伝行動にも参加し、医師・看護師不足解消、医療従事労働者の労働条件改善、人員確保等訴えてきました。7月17日に開催された総会では、新型コロナウイルス感染症の拡大での職場の実態が語られました。

2) 「公立・公的病院」を守る取り組み

コロナ禍で、東京自治労連が事務局を担う「私たちが求める医療と介護・福祉を実現する東京実行委員会」での会議も中止を余儀なくされましたが、6月～7月に開催された「令和2年度第1回地域医療構想調整会議」については、Web開催のため傍聴を依頼し、共通理解を図ってきました。

10月の「私たちが求める医療と介護・福祉を実現する東京実行委員会」で、情報交換だけでなく運動も取り組む形にシフトするよう提起があり、協議の結果、①現在の課題は医療分野、とりわけ公的・公立病院の再編と都立病院独法化を中心に運動をすること、②組織体としては、必要な所へ重点を移しながらやっていくことを確認し、名称は、「人権としての医療・介護 東京実行委員会」とすることと申合せを確認しました。当面「いのち署名」と「都立・公社病院の地方独立行政法人化反対署名」に取り組むとしています。

3) 介護制度改悪を許さない取り組み

東京自治労連も参加する「介護をよくする東京の会」では、20年2月29日に介護交流集会・総会を開催し、芝田英昭立教大教授の「全世代型社会保障と自治体戦略 2040」と題した講演と各地の実態の交流を行いました。9月9日には、「新型コロナウイルス感染症対応での東京都知事宛緊急要請」を行いました。

12月26日には、「社会福祉法一部改正」に伴う学習会を Web 参加も含め開催し、東京自治労連も参加しました。

また、11月10日には、「介護電話相談」が行われ、東京自治労連からも相談員に組合員を派遣しました。相談で特徴的なことは、制度発足後 20 年を経ても「介護保険の利用の仕方がわからない」「利用する中でどこに相談したら良いのか?」といった相談が依然多くありました。また、コロナ禍に「入所施設での面会ができない、高齢者をこのような状態に置くのは納得できない」「状態が悪化している」ことへの悩みや不安が多数出されました。一方で介護従事者からは「日頃から人手が不足している上にコロナ禍で消毒作業や換気作業などが大変なため入所者と向き合う時間が一層不足し、いい介護ができない」との深刻な相談もありました。

4) 新生存権裁判をはじめとした取り組み

2018年5月に提訴した「新生存権裁判」は、緊急事態宣言下で公判は延期となり、その後も厳しい傍聴制限の中で開催されています。

公判は、2013年8月から2015年の3年間で平均6.5%、最大10%の生活扶助費の引き下げの根拠とされた「デフレ調整」について誤りを指摘し、国の説明を求めています。国は満足な説明が出来ません。東京地裁では4月に裁判官2名が交代し、改めて裁判支援の取り組みの強化が求められています。

また、後期高齢者医療制度に対しては、「75歳以上の窓口負担2割に反対する」署名に取り組みました。国民健康保険の高すぎる保険料については、東京社保協・地評などが中心となる「子どもの均等割をなくし、保険料の軽減を求める」署名に取り組みました。さらに、年金についても、全労連・中央社保協などが取り組む「国の責任で若者も高齢者も安心できる年金制度の確立を求める」請願署名に今年も取り組みました。

5) 保育分野の取り組み

東京自治労連保育部会は、2020年4月に福祉保健局に「東京都の20年度予算や東京都の保育施策について」(解明要求)を送付し、7月1日に初めて文書で回答がありました。内容的には、「施策は実施自治体が決めること」と、東京都としての態度を明らかにしませんでした。

自治労連は、2020年11月27日に自治労連保育・学童保育闘争推進意思統一 Web 集会を開催し、全国から36接続、東京から11人が参加しました。集会では、今後の署名を中心とする取り組みについて意思統一するとともに、全国の取り組みを交流しました。自治労連も参加する「よりよい保育を！実行委員会」がすすめる「子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安全・安心な保育・学童保育の実現を求める請願」を今年も国会に提出しました。

保問協、福祉保育労などつくる「公的保育・福祉を守る東京実行委員会」は、都議会に、「東京のすべての子どもが安心して過ごせるよう保育環境の改善を求める請願」を6万筆提出し、2021年2

月から始まる第1定例会に向けて、2月16日の厚生委員会で審議されましたが、日本共産党の賛成のみで不採択となりました。

さらに、保育部会との保育闘争委員会は、ほぼ月1回の開催で、闘争課題の整理や意見交換を行っています。コロナ禍で明らかとなった保育施設や職員配置基準の脆弱さと、緊急事態下ではっきりした公立保育園の役割について、2021年1月20日「コロナ禍でわかった緊急事態下で必要な保育体制の確立と公立保育園が果たすべき役割の明確化を求める当面の運動方針」を策定し、単組からの取り組みを呼びかけました。

6) 児童相談所の特別区設置など児童保護行政の拡充を求める取り組み

特別区への児童相談所の設置は、2020年4月世田谷区、江戸川区、7月荒川区への設置から始まりました。児童虐待への児童相談所の対応が社会問題化する中で、児童福祉司が不足し、その養成が課題となっています。また、特に経験が必要なスーパーバイザーが足りず、各区の計画も延期を余儀なくされています。東京都では新年度の定数として69名もの増員を行いました。この分野の人材育成が課題となっています。

9. 原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換、民主教育擁護など国民的課題の取り組み

原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転換の運動は、改憲反対の取り組みとも結んで、粘り強く続いています。野党共同の法案として、国会に「原発ゼロ法案」が提出されましたが、全く審議が行われていない状況です。

また、福島では4万人もの避難者がいるにもかかわらず、政府は、帰宅困難地域の縮小と帰還を、補償の打ち切りと一体ですめています。一方、事故に対する補償を求める裁判が各地で起こされ、国・東京電力の責任を認める地裁判決も出されています。高裁・最高裁での闘いが続けられ、これらの裁判の支援にむけた運動の推進が、東京地評などを中心に検討されています。

教育の改悪に反対する取り組みでは、この間東京教育連絡会に結集して取り組んできました。2020年は、中学校教科書の採択年で歴史や公民の教科書の採択では、育鵬社の教科書が、東京都の特別支援学校や武蔵村山市、大田区などで不採択となりました。これは、採択にあたっての意見表明など地道な地域や教育関係者の取り組みの成果です。

コロナ禍での一斉休校後の分散登校などで、少人数学級が子どもたちに及ぼす前進的な効果が明らかになりました。文部科学大臣も効果を認め、来年度予算では、小学2年生からの35人学級の設置の予算が計上されています。

学級数を増やすことによる教職員増や教室の確保、学校給食等への対応など様々な課題があります。子どもたちの教育環境整備も課題です。

さらに、ゆきとどいた教育をすすめる都民の会がすすめる「都内公立学校に『1年単位の変形労働時間制』を導入せず行き届いた教育をすすめる請願」や東京私大教連の「私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額をもとめる請願」などの署名に取り組みました。

また、毎年開催されている「2・6教育集会2021」は、2月6日Webとの併用で開催され、会場定員の100名を超える方が参加され、成功しました。

10. 都政重要課題に対する取り組み

2020年オリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、2021年への延期が決定しました。この間、東京自治労連は、「オリンピック・パラリンピックを考える都民の会」に参加し、施設建設、費用負担、大会運営や都民のスポーツ権を保障するための要求など多角的な検討をしてきました。延期が決定し、改めて延期による費用負担など、新たな課題も含め取り組みを広げることとしました。都民の会は、コロナ禍に1月以降会議が開催出来ませんでした。IOCへの申し入れを行いました。また、11月から事務局会議を再開し、再度IOC、JOC、組織委員会への申し入れを行い、市民討論会などを検討しています。

長年、臨海部開発に警鐘を鳴らしてきた臨海都民連では、2020年オリンピック・パラリンピックの施設建設や、晴海に建設されたオリンピック選手村の土地が、市場価格の10分の1でデベロッパーに払い下げられた問題を取り上げて活動してきました。晴海の選手村については、「晴海選手村をただす会」として民事裁判を起し、東京都の果たした役割の解明に取り組んでいます。

さらに、東京都が唯一要請に応じ文書で回答している「都民要求大行動実行委員会」の予算要請には、オブザーバーとして参加してきました。要請交渉当日の2020年10月30日は、1日交渉に参加しました。

11. 民主的自治体建設、国政民主化のたたかい

小池都政は、4年前の都知事選挙で築地市場移転問題、情報公開など重要な公約を放棄し、都立・公社病院の地方独立行政法人化について2022年に向けた具体化をはじめました。

都知事選挙（6月18日告示、7月7日投開票）にあたって、東京自治労連も構成団体の革新都政をつくる会は宇都宮けんじさんを推薦しました。これを受けて、東京自治労連も推薦を決定し、「東京自治労連2020年都知事選挙闘争基本方針」を確立し、単組・局支部と共に民主的な都政の実現に向けて奮闘しました。都知事選挙特集号、東京自治労連都知事選挙闘争本部ニュース(N01~4)、民主都政実現全都自治体労働者の会ニュース(N05~26)を発行し、都段階や地域での取り組みを情報提供しました。

自治労連の推薦に基づき、岡山県、富山県、千葉県知事選挙で、候補者を推薦しました。また、東京地評の推薦に基づき、目黒区、国立市、西東京市の首長選挙の候補者を推薦しました。

大阪市をなくし自治体構造改革をすすめる大阪都構想に反対し、自治労連の要請に基づき、支援行動に参加しました。

12. 職場の労働組合活動の確立・強化をすすめ、東京自治労連の組織の強化・拡大、次世代育成の前進、自治労連共済の拡大と労金の活用をめざす取り組み

(1) 東京自治労連の組織の強化・拡大の取り組み

3月段階で各単組・局支部とも準備をしているさなかに新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、入庁式や研修が行われない事態となりました。このため例年の組合説明会を開催できない単組・局支部があり、4月の加入は大幅に遅れることとなりました。

このような状況の中、各単組・局支部では、職場の強い要求を実現する取り組みを重視し、職場の信頼関係を築き、職場の先輩や仲間が声をかけることで加入へ結びつける取り組みを地道に行ってきました。また、コロナ禍のもとで職場では体制や業務、さらには感染防止の対策など多様な要求が渦巻いていました。職場を役員が回って職場の声を要求に取り上げ、当局に要請を重ねることで組合に

対する信頼が高まったことが報告されました。こうした取り組みを積み重ねたことで、加入に結び付きました。あらためて職場の組合活動を重視し、職場から取り組む重要性が明らかになりました。

組合説明会を例年どおり開催した単組・局支部では、例年より加入を増やした単組・局支部が生まれています。とりわけ病院職場では新型コロナウイルス感染のリスクが高いこともあり、自治労連共済の優位性を訴えたことが力となり 8 割～10 割の加入につながった経験もありました。

例年以上に奮闘したことは、新型コロナウイルス感染症拡大のもとで職場に足を運び要求を取り上げる中で、信頼を勝ち取りながら加入につなげていることです。まさに要求実現と組織拡大を車の両輪とした取り組みが力を発揮しました。

(2) 次世代育成の前進をめざす取り組み

次世代育成の取り組みは、東京自治労連青年部第 17 回定期大会が 2020 年 1 月 31 日に開催され、5 年ぶりに部長以下 7 名の常任委員会体制を確立しました。各単組・局支部でも青年部の確立に向けた取り組み、青年を結集するための検討がされてきました。

組合加入も次世代育成も、職場の労働組合の活性化のもと、具体的は要求実現に組合員が参加することなど、職場要求にもとづく取り組みの中で前進することが明らかになっています。

コロナ禍の下で、各単組・局支部で取り組まれる会議や集会の開催が厳しい状況の中、青年部では多くの職場の仲間と深く結びつきあうために、知恵と工夫ある取り組みを行いました。

5 月にはオンラインによる青年部会議に、ほとんどの役員が参加してコロナ禍での現状について交流を行いました。6 月には、久しぶりの開催となる常任委員会と東京の自治体で働く青年交流会・青プロ実行委員会が開催され、オンライン参加 4 人を含め 13 人が参加し、再検討となったステップセミナーの具体化をスタートさせ、9 月 12 日(日)ラパスホールにおいて、「自治体労働組合とは何か？」などを学び、参加者が気兼ねすることなく悩み事など交流しました。10 月 4 日(日)には、Web による役員労働学校を開催し、労働組合の基本の「基」の学習とともに、職場の声をどう要求に練り上げるか、問題点は何かなど率直に意見交換、交流を行うことができました。

なお、東京自治労連青年部、東京の自治体に働く青年交流会・青プロ実行委員会を中心に検討を進めてきた「青年未来づくりプロジェクト」(青プロ)は、新型コロナウイルス感染拡大が収束しないことから、残念ながら中止をせざるを得ませんでした。

(3) 非正規雇用・公務公共関係労働者等の組織拡大

2020 年 4 月から、会計年度任用職員制度がはじまり、組織拡大での正規職員、非正規雇用一体となった取り組みが重要となります。とりわけ、公務公共一般の各支部での奮闘で組織拡大がすすんでいます。

公務公共一般豊島支部では、3,500 枚を机上ビラや出先職場に定期的に配布実施することで拡大に結び付いています。墨田支部、豊島支部などではアンケートを実施して、組合員の声を要求に活かす取り組みも行っています。コロナ禍で、会議の開催や学習会などの取り組みが進まないもとで、各支部では、LINE や ZOOM 等を活用した会議をおこない、職場の状況や問題など忌憚なく話せる場をつくる工夫も行っています。

各支部では、会計年度任用職員の処遇改善に向けた取り組みを、組合員にもわかるよう工夫を凝らし、機関紙などで情報発信を行っています。

2021年2月7日には公務公共一般として、第1回支部活動交流集会を開催しました。支部の現状と課題を整理し、各支部の要求実現と組織拡大の取り組みと工夫について意見交換し、組合員が主人公の支部活動の前進に向けた交流などを行いました。

新型コロナウイルス感染の影響で、入庁式や研修が行われない事態となりました。このため例年の組合説明会を開催できない単組・局支部がある中で、都庁法人では新型コロナウイルス感染のリスクが高いこともあり、自治労連共済に加入すれば共済金の支払いの権利が発生することを知らせ、これが力となり8割～10割の加入につながった経験もありました。

(4) 10・15 現業統一行動

東京自治労連は、組合員の切実な要求課題が山積する秋季年末闘争に向けて、全ての単組・局支部が秋季年末要求を確立し、要求運動を進めるとともに、活動の活性化を図り、組合加入と次世代育成をめざす「20年秋の組織拡大月間」を成功させるため、すべての現業労働者・非現業労働者一体の総決起の場として、東京自治労連に実行委員会を設置して取り組みました。

新型コロナウイルス感染拡大が収束しない中、今回の決起集会では、密にならないよう屋外(例年、都庁前)開催から、参加人数を制限し初めてとなる屋内(ラパスホール)での開催としました。

決起集会では、現評、女性部、保育部会を始め、公衆衛生部会、医療部会からも決意表明があり、コロナ禍で奮闘している現場の切実な状況や頑張る決意が語られました。例年取り組まれている東京都に対する要請については、11月6日に行いました。

(5) 第91回メーデー

5月1日の第91回中央メーデーは代々木公園、三多摩メーデーは井の頭公園で開催を予定しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響でWeb開催となりました。

中央メーデーは全労連会館で開催し、23,632回、三多摩メーデーは三多摩共同労働会館で開催し、1000回を超える視聴がされました。

(6) 文化・レクリエーション

自治労連関東甲越ブロック大会及び全国大会の代表を決定するために、東京都大会について軟式野球大会・囲碁将棋大会・女子バレーボール大会の実行委員会を立ち上げましたが、新型コロナウイルス感染の拡大により、いずれも中止となりました。

Ⅲ. 私たちを取り巻く情勢の特徴

1. 憲法・平和をめぐる情勢

(1) 改憲を狙う菅強権政治は崩壊状態、国民から見放されている

2020年の臨時国会で国民投票法改正案が審議されたものの採決を見送りました。しかし、自民党は執拗に9条改憲を狙っています。NHKは2021年1月3日、通常国会での憲法審査会の動向について、「採決をめぐる攻防が予想される見通し」と報道しました。

菅首相は、1月1日付けの年頭所感を発表し、外交では「日米同盟を基軸として近隣諸国との安定的な関係を築く」と、改めて日米同盟強化を強調しました。

他にも、安倍前首相の桜疑惑、日本学術会議介入問題などで厳しい批判と追及が続いており、菅強権政治は混迷を深めています。こうした菅政権の姿勢は、国民からも見放されています。各世論調査でも内閣不支持率が支持率を上回っています。

(2) 21年度軍事予算は過去最大、異常な大軍拡をすすめる菅政権

2021年度当初予算案は、軍事費が5兆3,422億円に上り、9年連続の増額、7年連続で過去最高更新となりました。「敵基地攻撃」可能な長距離巡航ミサイルを搭載するステルス戦闘機の開発・取得をめざしています。更に、新型コロナウイルス対策を中心とした2020年度第3次補正予算案の中には、軍事費3,867億円が含まれています。その7割強にあたる2,816億円は、潜水艦やミサイルなどの兵器調達費を前倒しで支払うための経費です。2021年度当初予算案に計上せず、補正に忍び込ませています。

米軍事シンクタンク「2020年アーミテージ・ナイ・レポート(アーミテージ報告)」が、2020年12月に発表され、日米新政権の今後の課題と日米同盟強化の指針が示されました。安倍前首相が行った集団的自衛権を行使することを認める憲法9条の解釈変更の実現、共同国際保障協力(安保法制)の制定、環大西洋経済連携協定(CPTPP)の締結、さらに「自由で開かれたインド太平洋構想」を掲げ、中国の非自由主義的な野心に対抗するための戦略的枠組みを構築したことを称賛しています。

菅政権とバイデン米大統領との早期会談を奨励し、中国の台頭に対抗する共通の枠組みを創設し、実現することが今後数年間の同盟の最重要任務であるとしています。結論として、世界の安全保障と繁栄のために東京とワシントンの新政権は、課題に立ち向かうべきであるとまとめています。

1月21日、バイデン大統領が就任しました。核兵器保有、日米安保条約、在日米軍への思いやり予算などの課題で私たちが望む政策は、なんら改善の方向性が出されていません。

(3) 横田基地のオスプレイ配備・訓練強行と米軍の新型コロナウイルス感染拡大

2018年4月に横田基地へCV-22オスプレイ5機が配備され、2021年までにさらに5機が配備されようとしています。2020年6月、7月に部品の落下事故が起きました。7月の落下事故は、福生市牛浜駅近くの駐輪場で基地からは500m以上離れている場所です。福生市は、7月14日に抗議文を在日米軍と防衛省に出し、7月27日に「横田基地の基地機能強化に関する決議」を全会一致で採択しました。

在日米軍の新型コロナウイルス感染が急拡大しています。横田基地では2020年12月8日の累計で米軍横田関係者は113人となり、日本人基地従業員は7人です。沖縄では、感染者が国外から沖縄の米軍基地に移動してきた米兵などで累計感染者は564人にのぼっています。日米共同実働演習「フォレスト・ライト」が12月7日～18日まで群馬県相馬原演習場と新潟県関山演習場で米軍オスプレイが参加して行われ、参加した自衛隊員7人の新型コロナウイルス感染が確認されました。感染を広げないためにも日米共同軍事訓練は中止すべきです。

(4) 沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設問題

沖縄県による辺野古埋め立て承認撤回を取り消した国土交通大臣の決定は違法として国を訴えていた抗告訴訟について、那覇地裁は2020年11月27日、沖縄県の訴えを棄却しました。玉城沖縄県知事は、「埋め立て承認取り消し処分」の適法性などの審理が全くされないまま示された判決で、納得

できるものではない」と憤りを示してました。

こうした中、沖縄防衛局の辺野古設計変更承認申請について、沖縄県知事への意見書は 17,857 件となりました。これを踏まえて、玉城沖縄県知事は不許可の判断をするものと思われます。

一方、大浦湾のサンゴ移植をめぐり、沖縄防衛局の採捕申請を許可するよう農林水産大臣が沖縄県に是正指示したのは違法として、沖縄県が指示の取り消しを求めている裁判の第 1 回口頭弁論が 2020 年 11 月 20 日に那覇地裁で開かれ、結審しています。

アメリカの戦略国際問題研究所(CSIS)が 11 月 16 日に公表した報告書で、辺野古新基地について「完成する可能性は低いと思われる」と評価していることが明らかになりました。報告書を執筆したマーク・カンシアン上級顧問は「建設に伴う技術的困難、経費膨張、工期延長、地元の反対などで最終的には日本政府が計画を中止、あるいは縮小するのではないかと予測しています。

(5) 核兵器禁止条約を批准する日本政府をつくろう

核兵器禁止条約発効は、広島・長崎の被爆者、世界の圧倒的多数の政府と市民社会が共同して実現した画期的成果です。2020 年国連総会決議では賛成が 130 に到達し、アメリカなど核五大国は共同声明で「安全保障の懸念を反映せず一つも核兵器を無くせない」とされ、追いつめられています。

条約発効の意義は、①道義的・政治的な影響として核固執の基盤を掘り崩す、②核戦略への実際の影響として核兵器が使いにくくなる、③被害者への国際的援助が前進、④国際的な法秩序が変化する、⑤諸国政府と市民社会の共同が発展し、新たな核兵器廃絶の国際的プロセスが生まれることです。

今後の焦点は、核固執国の政治変革になっています。「核の傘」の国の元政治家のうち、イタリア、オランダ、ドイツなど 22 か国 55 人が条約参加を求めています。

しかし、アメリカの「核の傘」への依存を続ける日本政府は、核保有国寄りの国連決議を提出し、核廃絶の「約束」と「合意」を書き換えて、被爆国の看板で世界の流れを妨害しています。

禁止条約に参加する日本を求める世論は高まっています。日本世論調査会 2020 年 6 月～7 月調査では、条約に参加すべきは 72%です。政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名には、田中真紀子元外相や世界的に活動する文化人が賛同しています。

市民連合は、立憲野党の政策に対する市民連合の要望書(2020 年 9 月 18 日)を出して、5 野党・会派が「共通政策」で合意しています。その一つは「核兵器のない世界を実現するため、核兵器禁止条約を直ちに批准すること」です。

今、核兵器廃絶を具体化する大きなチャンスを迎えています。世論を大きく広げていきましょう。

2. 国会等をめぐる政治情勢

(1) 安倍前政権を引き継ぐ最悪の菅政権

安倍首相が体調不良を理由として辞任し、菅義偉内閣が誕生しました。菅首相は、アベノミスで「経済は政権交代以降、格段に改善」と、安倍政権の成果を強調しました。その上で「私がめざす社会像は『自助、共助、公助』だ」と語り、「安倍政権がすすめてきた取り組みをしっかりと継承する」と述べ、自己責任論にもとづく「自助」や「規制緩和」などで貧困や格差拡大をもたらした新自由主義を、引き続きすすめる姿勢をあらわにしました。

この内閣は安倍内閣が行ってきた立憲主義と国会をないがしろにする政治を引き継ぐだけではなく、安倍内閣の負の遺産をも引き継ぐ内閣です。安倍前首相の「桜を見る会」前夜祭の一部費用にかか

る問題では、すでに東京地検特捜部がその内容を政治資金規正法違反(不記載)容疑で調査し、前夜祭の費用の一部を補填した総額が5年間で800万円超に上る疑いも明らかになっています。

森友学園問題でも自殺に追い込まれた元財務省職員の遺書が明らかになり、安倍前首相の関与がいつそう疑われています。また加計学園問題も同様です。こうした疑惑に菅首相はまったく答えることはありません。「桜を見る会」に至っては、「私が首相に就任したのを機に来年以降、今後は中止したい」と述べ、疑惑そのものの隠蔽を図ろうとしています。

(2) 安倍前首相を上回る独裁

こうした負の遺産を背負った菅政権は、その独裁性をあらわにしたのが日本学術会議の新会員任命拒否問題です。日本学術会議の会員の任命にあたっては、日本学術会議法の基準に基づいて同会議が推薦し、内閣総理大臣はそれにもとづいて全員を任命し、首相が任命を拒否することは「想定されていない」となっています。しかし同会議が推薦した会員候補のうち6人を菅首相は任命しませんでした。重大なのは、政府の事務方トップである杉田副長官が首相の決裁前に推薦リストからはずす6人を選別し、報告を受けた首相も名前を確認していたということです。しかも関係者によれば、首相は105人の一覧表そのものは見ておらず、排除については「首相の考えは固かった」といっています。この杉田和博官房副長官は2016年当時に前川喜平元文部科学事務次官に、安保法制反対などを理由に、文化功労者と文化勲章受章者を選考する「文化功労者選考分科会」の委員候補2人の「差し替え」を求めていました。その後内閣府が「首相が任命拒否できる」との法解釈をするために、何度も法制局と協議を重ねてきたことも明らかになっています。

こうした独裁的な菅内閣に対し学問の自由・表現の自由を踏みにじるものと、670の学協会や大学・大学人をはじめ、自然保護団体や消費者団体、映画人や演劇人、作家、ジャーナリストなど幅広い団体から任命拒否に抗議する声明が出され、菅内閣に対する批判が高まっています。

(3) 後手に回る新型コロナウイルス感染防止対策

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応の遅れも重大です。安倍前首相の下で「Go To キャンペーン」が、飲食・旅行に対する政府の支援を強めることで、経済を動かそうという意図で行われました。

しかし感染拡大に対し、高齢者施設などへのPCR検査の集中的実施や予防策となる広範な検査など有効な手段を講じずに強行したため、感染をいつそう拡大させることとなりました。感染が再び拡大し始めたことに対し、菅内閣は飲食店の営業短縮などの要請を行いました。十分な補償もないまで実効性がないものとなりました。感染が拡大するもとの、厚生労働省の専門家組織「アドバイザーボード」(座長・脇田隆宇国立感染症研究所長)は、「Go To トラベル」事業の運用見直しを求めるに至りました。

こうしたもとの菅内閣は、12月8日に新型コロナウイルスの感染拡大を受けた事業規模73.6兆円の追加経済対策を決定しました。しかしPCR検査の抜本的拡大に必要な全額国費の枠組みは盛り込まず、受診控えなどで経営難に陥った医療機関への減収補填や持続化給付金の再支給などもなく、感染拡大防止には6兆円、その一方で「Go To トラベル」を来年6月末まで延長するなど、コロナ後に向けた経済構造の転換が51.7兆円、「国土強靱化」が5.9兆円など、あくまでも経済優先の対応となりました。

ついに1月には感染の急拡大のもと、政府は緊急事態宣言を再び発令せざるを得なくなりました。2

月までの1ヶ月を想定しましたが、感染拡大が収まらず期間を延長することとなりました。これらはすべて政府の失策の招いた結果であり、その責任が問われます。すでに病床使用率は逼迫しており、使用率50%以上の都府県が依然として増えています。飲食店をはじめとした時短営業の影響を受ける事業主に持続化給付金、労働者に対する雇用調整助成金の対象拡大をしたものの、不十分な水準で受けざるを得ない事業者が多く、課題が山積しています。その上、要請に従わない場合の罰則規定を導入することによって、廃業を余儀なくされる事業者も増えざるを得ません。第3次補正予算についても感染拡大前の予算編成であり、感染拡大を踏まえて組み替えが求められましたが、当初予算通り成立させました。2021年度予算案は100兆円を超える規模で、そのうち防衛費は引き続き5兆円を超え、最高額を更新する一方、社会保障関係の自然増を1,300億円も削減する、国民犠牲の予算案となっており、予算の組み替えによって新型コロナウイルス感染防止対策予算を抜本的に増やすことが求められます。

(4) 成長戦略推進の中ですすむ金権腐敗、支持率の低下

政府は「デジタル改革関係閣僚会議」で「デジタル庁」創設の方針をまとめ、コロナ禍を理由として一気にAI・DX化をすすめる体制をつくらうとしています。ここではマイナンバーの普及を一気にすすめるようというねらいも併せ持っています。AI・DX化推進は日本経団連をはじめ、財界が新たな成長戦略として特別に力を入れている分野で、国民生活よりも財界の儲けを優先する菅内閣の姿を見せるものとなっています。

安倍前内閣、菅内閣をはじめとした自公政権の腐敗振りも目立っています。菅義偉首相が官房長官時代に受け取った内閣官房機密費(報償費)のうち、領収証不要の“つかみ金”である「政策推進費」が年間11億円超だったことが明らかになっており、これらが選挙資金に流れているなどの疑惑も生じています。2019年の参院選をめぐる買収事件で、公職選挙法違反に問われた河井案里議員の刑が確定し、吉川貴盛元農林水産相が大手鶏卵生産会社の前代表から現金を受け取った疑惑による議員辞職、菅首相の長男で衛星放送などを運営するメディア関連企業に勤める元総務大臣秘書官による総務省幹部の接待事件など、多くの政治とカネをめぐる問題が浮上しています。安倍政権から続く立憲主義否定、政治の私物化・忖度政治を一掃することが切実に求められています。

こうした菅政権のあり方は国民の前に明らかになり、内閣支持率は下がり続けています。9月に菅政権が誕生した直後から、世論調査をするたびに支持率が下がり、1月の調査では軒並み不支持が支持を上回りました。来たるべき総選挙に向けて市民と野党の共闘を強め、菅政権交代の世論を広げることが求められています。

3. 日本の経済情勢と財界

日本経済の深刻な状況は、リーマン・ショックを上回る状況となってきています。新型コロナウイルス感染拡大の影響による経営破綻は、東京商工リサーチの「休廃業・解散企業」動向調査によると、2020年に休廃業・解散した企業は、前年比14.6%増の4万9,698件で、これまで最多の18年(4万6,724件)を抜き、2000年の調査開始以降の最多となっています。内閣府が発表する消費動向調査による消費者態度指数も下がり続けています。全国中小企業団体中央会の中小企業月次景況調査では景況や売上高などの指標が悪化し続けています。さらに同府が発表する景気ウォッチャー、景気動向指数、総務省の消費者物価指数などが軒並み低下しています。

大企業を代表する日本経団連は、「2021年度版経営労働政策特別委員会報告」(以下、「経労委報告」)では、状況に即した活用が必要だとしながらも、AI・ロボティクスなどのデジタル技術の活用を推進し、生産性の向上をめざすとしています。さらにはテレワークが広がっているとして、「場所と時間にとらわれない働き方」を推進すべきと述べて、労働時間規制の規制緩和をすすめる時間外勤務の割増賃金を見直すこと、裁量労働制の対象業務の拡大などの必要性を強調しました。最低賃金の引き上げについても否定し、業績が上がっている企業でさえベースアップには慎重であるべきとし、雇用の確保を優先することで賃上げに対して否定的な態度を示しています。

その一方で資本金 10 億円以上の大企業の内部留保、大資産家の資産は増え続けています。大企業の内部留保(金融・証券含む)はすでに 460 兆円を上回り、いまだ増え続けています。コロナ禍による労働者の苦悩に対し、大企業が社会的責任を果たさずため込みを増やしています。コロナ禍を乗り切るために今こそ内部留保の活用で大企業が社会的責任を果たすべきです。

4. 労働分野をめぐる情勢

(1) 「働き方改革」をめぐる状況

1) 経団連は、2020年6月2日に定時総会を開催し、中西会長は「新型コロナウイルス感染拡大との闘いと経済の再活性化に向け、デジタル化に一層取り組む」考え方を示しており、「テレワークなどが普及する下で、時間に縛られる働き方から成果や働きがいを基準とした働き方に切り替える「働き方改革」をすすめる」と強調しました。また、自宅でテレワークした労働者の約52%が、出勤時より長時間労働だったという調査結果も示されています。調査結果によると、時間外、休日労働を行った人は、全体の約38%でそのうち約65%が時間外労働を申請していないと回答しています。こうしたことから、テレワークの拡大により労働時間管理が曖昧になり、労働強化を一層加速させることが危惧されます。

コロナ禍のもとで、ネット経由で企業や個人からの単発の仕事を請け負う「ギグワーク」が増加し、専用仲介サイトの新規登録者は、今年上半期で延べ100万人になると予想されます。

仲介業務の中で、ソフト開発やデータ入力、文書作成が上位を占めており、副業者は、感染前で3割程度だったものが、感染拡大以降6~7割に増大しています。また、増加している「ウーバーイーツ」等の配達業務など、雇用によらない働き方では、社会保険や休業補償など労働保護制度がないなど問題が山積しています。

2) 2020年は、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じて、働き方を変える動きが加速しました。

厚生労働省の調査では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、非正規労働者の解雇(見込みを含む)が、2021年1月15日時点で3万9,390人と4万人に迫り、雇用不安が増加し、特に女性と非正規にしわ寄せが及んでいます。正規雇用労働者の解雇は3万748人で就業時の雇用形態を分けていない人とあわせると8万2,050人がコロナ禍によって職を失っています。

政府は2019年末に、公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する教職員給与特措法改悪を行いました。この法案は、教員の労働実態の改善にはならない制度であり、働き方が更に悪化することから条例化反対に向けて取り組みをすすめてきました。その結果、都議会第4回定例会での提案は見送られることになりましたが、引き続き、条例化させない取り組みが必要です。

パワーハラスメント防止法が2020年6月1日から施行され、大企業にパワハラやセクハラ、マ

タハラなど各種ハラスメントの防止が義務化されましたが、厚生労働省はパブリックコメントなどで意見を求めていたにも関わらず、寄せられた意見には全く耳を傾けずにパワハラ指針が示されました。

今後、指針の内容を精査しつつパワハラ根絶に向けた取り組みが求められます。

(2) 賃金・労働者の生活状況

この間、政権与党は新自由主義政策に基づき、憲法と平和、くらしと経済、民主主義と人権などあらゆる分野で、史上最悪の政治を推し進めてきました。低賃金で不安定な雇用や労働者保護を受けられない働き手を増加させ、貧困と格差を拡大する中で、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は甚大なものとなっています。

厚生労働省は、2020年4月の生活保護の申請件数は、21,486件で、前年同月より24.8%増えたと発表しており、短期間で多くの方が生活困窮に追い込まれています。

2008年のリーマンショックの際、ヨーロッパの各国は、労働者の賃金を引き上げ、内需の拡大を図って経済危機を乗り越えました。しかし、日本では派遣切りや雇止めなどで雇用を破壊し、賃金抑制がされたことで、経済復興の足かせとなりました。コロナ禍だからこそ、経済を回復させるために、賃金底上げで内需を拡大することが重要です。一時的な手当だけでなく、全ての労働者が持続可能な所得が得られるように賃金格差の是正と賃金底上げによる地域循環の経済が必要です。

(3) 最低賃金引き上げ・全国一律最賃制確立の取り組み

新型コロナウイルス感染拡大を理由に、安倍前総理が「今は雇用を守ることが最優先」と抑制姿勢を明らかにしたことを受け、中央最低賃金審議会は2020年7月22日、現行水準の維持が適当と答申し、引き上げの目安額も示しませんでした。東京地方最低賃金審議会では、労働者委員の激しい抗議と席を立つほどの抵抗をよそに、最低賃金の引き上げをせず据え置きました。コロナ禍の中で最も厳しい東京の労働者に対し、東京の審議会としてあってはならない態度です。

自民党の最低賃金一元化推進議員連盟が6月11日に、「コロナ禍の厳しい状況でも、将来を見通し、最賃の水準を少しでもあげることに取り組まなければならない」とし、「東京一極集中を是正する観点からも全国一律最賃は不可欠」と強調したことは、極めて道理のあることです。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対策の一つである、雇用調整助成金の上限は、8,330円(時給に換算すると1,041円)でしたが、あまりにも低いとの国民世論に押され15,000円(時給に換算すると1,875円)に引き上げられ、東京の最低生計費調査結果の数値相当まで引き上げることが出来ました。しかし政府も財界も、雇用を破壊し賃金労働条件を低下させる政策は依然としてすすめており、このままでは経済の回復はできません。

賃上げ、最低賃金引き上げの根拠となる最低生計費調査結果について、東京では12月16日に記者会見を開きました。練馬区で子供を普通に育てるには30代(公立小学校と幼稚園児)で月額54万円、40代(公立中・小学校)で月額62万円、50代(私立大・公立高校)で月額80万円(ともに税・社会保険料込)が必要となり、年間に換算するとそれぞれ、約650万円、約740万円、約960万円となることを発表しました。コロナ禍という特別な情勢だからこそ、賃上げの重要性を企業や社会に示し、社会的合意を作り出すことが必要です。コロナ禍で、最低賃金、休業手当、失業給付など労働者のセーフティーネットが脅かされ、生活困窮者が増加していることは明らかです。

一方、賃金引き下げによる労働相談をきっかけに学研で労働組合を結成するなど労働者の反撃が始まっています。また、増え続ける非正規労働者の均等待遇を求めるたたかいは各分野ですすめられ、一時金や退職金、扶養手当・住居手当や夏季休暇などの格差是正を求める裁判がたたかわれてきました。そうした中で「不合理な待遇格差」を是正する内容が、「郵政労契約法 20 条裁判」の判決で示されました。こうした均等待遇に向けたたたかいを自治体・公務公共関係職場にも反映させることが求められています。

5. 社会保障や教育等、国民生活をめぐる情勢

(1) 全世代型社会保障と 2021 年度予算案

2012 年 12 月に発足した第 2 次安倍政権は、当時の民主党と自民党、公明党の 3 党の合意で成立した「社会保障と税の一体改革」を推進し、社会保障の理念を変質させ、憲法 25 条で定めた国の社会保障義務を放棄し、国民に自助を押し付ける政策を推進してきました。また、社会保障の財源と偽り消費税増税(2014 年 8%、2019 年 10%)と社会保障費抑制のための制度改悪を続けてきました。その方針は、骨太方針 2019 や安倍政権と菅政権の「全世代型社会保障改革」に引き継がれています。「全世代型社会保障」の目的は、少子化で若年労働力が不足する中で危機感を持つ財界の要望に応え、世代間の対立をあおりつつ定年制の廃止や年金支給年齢の引き上げにより高齢者を労働力として活用することにあります。また、同時に年金、医療、介護等の社会保障費の削減をねらうものであり、社会保障の名に全く値しない政策です。

さらに 2020 年 6 月に十分な審議もないまま政権与党多数により成立し、2021 年 4 月から施行される「社会福祉法等の一部改正」は、「地域共生社会」を謳い、財政措置も含めた政府の責任を包み隠し、民間、住民などの「互助」に委ねるもので、区市町村の責任の放棄につながりかねません。複雑・困難化している住民の生活課題を、人員や専門性の確保も不十分なまま「包括的な支援体制の構築」として、高齢者・障害者、子育て、生活困窮などの相談窓口や交付金を一本化する、そうした新たな事業の財源を介護保険特別会計から一般会計への繰入でも賄えるようにするというものです。また、社会福祉連携推進法人の設立を可能として、資金力のある営利法人が地域の介護・福祉事業を吸収・統合する道も開きました。

この改定が具体化されることによって、介護保険財政の縮小により介護保険料や利用料の減免などの制度の縮小とともに、自助・共助を基本とした自治体の責任・公的支援が薄い福祉一般を包括する新事業が広がることが懸念されます。同時に財政規模の違いなどによって自治体間格差が広がることも危惧されます。

2021 年度予算でも、「骨太方針」を反映して、高齢化による社会保障費の自然増分 1,300 億円を圧縮しました。

(2) 社会保障各分野ですすむ制度改悪

1) 診療報酬の引き下げ

医療機関の収入となる診療報酬は、2002 年以降からの累計 10%に及ぶマイナス改定となり、医療現場を大きく疲弊させています。

2020 年度の改定率はマイナス 0.46%で、その内訳は、診療報酬の本体が 0.47%、消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的対応分が 0.08%の計 0.55%を引

き上げ、薬価・材料価格は1.01%引き下げで、全体としては実質のマイナス改定です。

診療報酬の引き下げに対して、「各医療の質と安全、医療経営をより不安定にし、国民医療の水準を低下させることになる」「再び医療崩壊を引き起こしかねない」と各方面から警告が出されてきました。そうした中で、新型コロナウイルス感染症が拡大し、今、医療機関は、大幅な患者減と減収により経営破綻の危機に直面しています。

2) 東京の地域医療構想と公立・公的病院の再編統合

高齢化が激しく進む東京都では、急性期の集中した治療後に在宅に復帰するまでの病院(リハビリテーション病院や療養病床を持つ病院)や長期ケアを提供する介護施設等が不足しています。

東京都の保健医療計画等では、都内の急性期病院・病床を減らしてリハビリテーションや療養を受け持つ病院・病床を増やしていく方針となっています。これに基づき都内に13カ所ある二次医療圏ごとに設置された地域医療調整会議で議論をすすめ、病床種別ごとの病床数を定量的に定めていく方針でしたが、コロナ禍で議論が大きく遅れています。

今後、東京都で必要となる医療提供体制(病院・病床種別、病床数)を検討する上で、病床削減が前提となっている2002年から続く医療費抑制策を転換することが求められています。これまで介護を含む地域包括ケア、大規模震災に備えた拠点医療機関の設置等が行われてきましたが、今後は、大規模水害や大規模感染症などの非常時に対応できる保健・医療提供体制・地域連携に、保健所や都立病院をどう位置づけるかの検討が求められています。

こうした下、2019年12月議会で突然小池知事は、職員約1万人・病床7,300床・14病院をまとめて「地方独立行政法人化」(以下・独法化)への移行準備を表明し、行政的医療をはじめ都民の命を守る都立・公社病院を廃止する姿勢をあらわにしました。都の独法化移行準備は、2020年度予算に4億2300万円計上され「移行準備」委託調査が始まりました。2021年度予算では約18億円増の22億2200万円が設立順義のために計上されています。

日本で最初の新型コロナウイルス患者対応が開始されたのは、都立駒込病院、公社荏原病院でした。「行政的医療」として現在、都立と公社病院のすべてで新型コロナ患者の対応を行っています。そもそも都立病院・東京都保健医療公社病院は採算第一主義の経営方針をとるべきではなく、都民の地域医療を支えるとともに専門的医療提供の病院であるべきです。これらの病院群を独法化にすることは、採算性の名のもとに医療提供体制の縮小や患者負担増などにつながり、利用者にとって大きな制約が生まれ、安心して誰でも受診できる病院ではなくなってしまう。独法化の最大の目的は公費財政の削減であり、各病院の独立採算が基本となり、法的に補助基準のあるもの以外の財政的支援を縮小する仕組みをつくらうとするものです。

また、政府は、医療費抑制と医師不足を理由に、全国の440の公立・公的病院に対して病床削減・再編統合を求めています。東京都でも都立神経病院、区立台東病院など9病院が指名されていますが、それぞれ地域・住民になくてはならない病院と確認されており、再編・統合は中止すべきです。

3) 生活保護をめぐる動き

被保護世帯数は、2015年3月の過去最高(217万世帯)から2020年6月現在の生活保護受給者は163万世帯となり、僅かながら減少傾向が続いています。それでもケースワーカー(以下CW)の人員不足が、

全国的に顕著に現れています。

2020 年は、コロナ禍による休業等の自粛要請による企業等の経営悪化から失業者が急増しており、生活保護申請も増えてきています。ところが自治体では、最近のケース数減により CW が減員となっている福祉事務所も少なくありません。その中で、CW の増員を実現させることは、けっして、容易なことではありません。CW に会計年度任用職員を配置する自治体も増えており、本来正規職員が担うべき職務を肩代わりされていることは問題です。その一方、CW の増員を実現している自治体もあります。

2019 年 12 月 23 日の閣議で、「地方からの提案等に関する対応方針」が決定され、その中に「生活保護におけるケースワーク業務の外部委託化」が盛り込まれました。すでに、中野区では、「高齢者特有の課題に対する支援」を目的として、訪問業務の一部を NPO 法人に業務委託していますが、委託内容は、家庭訪問を行い面接し、資産、収入状況、扶養義務者の調査を行い、「生活保護に係る事務処理の支援」を行うとされ、面接などによる判断業務など「偽装請負」とならざるえない状況です。

4) 介護保険の大幅な後退～公的責任から自己責任へ

2000 年から始まった介護保険制度は、この 20 年間、度重なる制度改悪で保険給付の範囲が次々狭められ「保険あって介護なし」の制度に限りなく近づいています。この間、要支援 1.2 を制度から外し、自治体事業に移行させる「総合事業」を創設しました。したがって「総合事業」は介護保険からの給付がなく自治体が財政措置をしなければなりません。そのためサービス利用総額がおさえられ事業者に支払う報酬が低くなったこと等により、それまでの事業所が撤退・縮小せざるを得なくなりました。さらに、利用者をその後の受け皿もないまま「事業から卒業」させ、ボランティアのなり手もいません。介護の家族依存、介護休職・失業や虐待問題が深刻化しています。

2021 年 4 月から「第 8 期介護事業計画」が始まります。この間、政府が掲げた「介護を行う家族への支援」「虐待防止対策の推進」「介護離職ゼロ」に向けたサービス基盤の整備など何一つ目に見えた前進はありません。

一方で介護保険料は、制度当初の 2 倍を超え都内基準額の月額平均は 5,911 円へと上がり続けています。この様に介護保険制度は「公的保険」とかけ離れ、保険料を負担をしているのに給付が受けられない状況が実態です。

そうした中で、全世代型社会保障検討会議中間報告は、介護分野においては施設入所の中重度者で非課税世帯の負担をさらに重くする補足給付の見直し、負担限度額の引き上げを行うとしました。さらに最終まとめに向けて要支援に続いて要介護 2 までを介護保険給付から外して自治体の事業に移行、ケアプラン作成の有料化など一層の給付削減、介護保険料・利用料の負担増を狙う一方で、介護福祉士の不足・育成計画や処遇改善にはいっさい踏み込まず、元気高齢者を介護助手として働かせようとするなどの方向性を示しています。

「介護をよくする東京の会」の緊急アンケート(404 事業所に送付 69 通回答)では、「コロナ感染予防のための手袋、消毒液、防護服が不足している」と半数以上の事業所が回答しています。また、そのような状況の中でも感染拡大防止に取り組みながら、緊急事態宣言時にも 7 割の事業所が通常通りの事業を続けていました。しかし通所系サービス事業所は、利用者の外出自粛や感染不安によるキャンセルに加え新規利用者の紹介もなく大きな収益減になりました。

アンケートを通じて、介護従事者は、利用者に新型コロナウイルス感染症に感染させないか、利用者の ADL や認知機能低下をいかに回避するかを心配し、自ら感染しないように可能な限りの自粛生活

を送り、不安の中で業務を続け、緊張の中でストレスも蓄積され続けていることがわかりました。

5) 障害者の要求を反映して

障害者自立支援法の施行や、支援費制度で「契約制度」となりました。設置要件の緩和等による福祉職場の急速な市場化で、営利企業の参入が進み、様々な問題が表面化しました。問題視された事業は次の報酬改定で大幅に減額されるなど、安定した制度と呼ぶには程遠い状況です。さらに「我が事・丸ごと」地域共生社会の名のもとに導入された「共生型サービス」により、施設の設置・人員配置基準がさらに緩められ、介護保険との統合を狙った下地作りと見られる動きが加速しているともとれます。

東京都では、2021年度から「第6期東京都障害者福祉計画・第2期東京都障害児福祉計画」が始まります。計画全体の基本方向は国制度に準じたもので、かつて東京都が先駆的に制度化をはかってきた積極的な姿勢からは、大きく後退していると言わざるを得ません。こうした情勢のもとでも、切実な願いの実現を求める運動によって、いくつかの点で前進を勝ちとっています。2018年度から精神保健福祉手帳1級の精神障害者に対する医療費助成、福祉職場で働く職員の宿舍借り上げ費用の補助、医療的ケアの必要な障害のある子どもの教育保障のためにスクールバス配車などが実施されています。障害者施策が一定前進したとはいえ、課題はたくさんあります。これらの課題の改善に向け、都の財政力を生かして不十分な国の制度を補い、独自に障害施策の充実をはかることを求めて運動を強めていく必要があります。

6) 保護者・保育者の要求に背く、保育の規制緩和

新型コロナウイルスの感染拡大は収まるところを知らず、この未曾有の事態に保育施設では子どもも保護者も職員も、できるだけ接触しないようにする、こまめな換気、施設内や遊具の消毒など、さまざまな対応に追われています。しかし、諸外国と比較しても劣悪な保育室の面積基準や職員配置基準のもとで「三密」を回避するのは不可能であり、現場の対応には限界があります。そんな中、保育施設でもクラスターの発生や、保護者、園児、職員の感染の報告も相次いでいます。保育労働者は「もし勤務する保育園で感染者が出たら、自分が新型コロナウイルスに感染したら…」という不安を抱えながら働く日々が続いています。

2020年12月21日、政府は「新子育て安心プラン」を閣議決定しました。2021年度からの4年間で約14万人分の保育の受け皿を確保し、遅くとも2024年度末までに待機児童を解消する目標を掲げています。しかし、年1,440億円程度必要な施設運営費は1,000億円を企業主からの事業主拠出金であって、残りは児童手当の縮小(高所得世帯への支給廃止)で賄う、保育補助者(無資格者)や短時間勤務の保育士に対する規制を緩和するなど、問題だらけです。財源の確保も保育士の確保策も、すべて小手先で行うようなものであり、保育士の確保、保育の質の向上を同時に進めるためにも、財源の確保や制度の改善など抜本的な対策を講じるべきです。

6. 都政をはじめ自治体をめぐる状況

(1) 都政の構造改革をすすめる小池都政

小池都政は2020年8月28日、「『未来の東京』を見据えた都政の新たな展開について～構造改革を梃子として～」を発表しました。ここでは「行政のみならず社会全体のデジタルトランスフォーメーションが著しく遅れ、世界から取り残されて」いるので、「世界から選ばれる都市」となるために「都政の構造

改革を**強力**にすすめる必要」があるとしています。その上で「社会の構造改革」をすすめるための意見を取りまとめ、「都政の構造改革」をすすめるために「都政の構造改革実行プラン(仮称)」を今年度内にとりまとめる予定となっています。

「社会の構造改革」と「都政の構造改革」を2つの大きな梃子として、2030年に向けた20の「戦略」を策定するとしました。すでに教育分野では都立町田工業高校で民間企業とともにIT人材を養成するためのコースを2021年から開始し、プログラムを日本工学院八王子専門学校や日本アイ・ビー・エムなどで構成するコンソーシアムが検討することとなっています。産業労働局ではIT分野での職業訓練と求人開拓を一体的に取り組む取り組みを始めました。都庁でも都政のデジタルトランスフォーメーション(変革)に向けて、①ペーパー(紙)②はんこ③キャッシュ(現金)④ファックス⑤タッチ(接触)の「5つのレス」を徹底する方針を策定し具体化に入っています。品川では窓口案内を行うAI案内ロボット「ロボコット」を2台試験導入するなど、各区などでも具体的にデジタル化をすすめています。

(2) 財界の成長戦略推進の姿勢をあらわにした2021年度予算

こうした方向で都政や区政が動き始まる中で各自治体の2021年度予算が編成されています。東京都の「令和3年度予算の見積もりについて(依命通達)」の中で、新型コロナウイルス感染症対策、大規模自然災害や少子高齢化への対応、女性活躍支援などに加え、「国際金融都市・東京」の実現、起業・創業やイノベーションの活性化など、東京の「稼ぐ力」に磨きをかけることで東京ひいては日本全体の持続的成長につながる施策の展開を求めています。さらに「官民の連携」で「ICT人材の育成強化、AI、IoT、5Gなどの技術革新をいち早く取り込むことで、デジタル化を加速」させると述べています。都政の効率化、「構造改革」をすすめる手段としてデジタル化やテレワーク、行政手続きのオンライン化を前面に打ち出しました。

東京都は2021年度予算編成に当たって、従来からの事業の見直し・再構築を前提に、「構造改革」や感染症対策についてはシーリングの枠外としつつ、その他は10%マイナスシーリングの予算を編成するよう指示しました。そして長期戦略については必要な経費を要求することを求めました。

すでに発表された予算案では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための都独自の協力金や住居を失った離職者等への支援、中小企業制度融資の融資目標額の引き上げなどの努力がされています。それらに加えて、政府・財界の成長戦略の一環であるAI・DXなどのデジタル化の推進が正面に据えられ、とりわけ教育分野と産業分野には重点的な取り組みをすすめるようとしています。また、この間、一貫して重視してきた国際金融都市東京の形成に向けた取り組みも重点化されています。

新型コロナウイルス感染対応が求められる2021年度は、医療・保健所体制の強化、休業要請に見合う十分な補償、ワクチン接種体制確立の補償など課題が山積しています。

これまで小池都政がすすめてきた都政の構造改革と都庁改革にとどまらず、政府・財界の経済成長戦略を都政が率先して推進する方向にすすめるようとしていることは明らかです。

2020年春の緊急事態宣言時の基金の取り崩し、さらには経済状況の悪化のもとで都税収入が7.3%減少しており、従来型の大企業優先から新型コロナウイルス対応と都民生活優先に予算を大きく切り替え、対応することが求められています。

(3) 民主主義を踏みにじる姿勢は菅政権と同様

民主主義を踏みにじる姿勢は小池都政も菅政権とまったく同じです。小池都政では中央卸売市場の運営を協議する取引業務運営協議会の次期委員をこれまでの委員のうち4人を任命しないことを発表しました。この4人は築地市場の豊洲移転に反対した方や、中央卸売市場法改悪に反対した方たちです。権

力者の意に沿わない人物を排除する姿勢は菅政権とまったく同じです。

東京都議会議員選挙が控えている中、都民本位の都政への転換を求める世論を広げることが重要となっています。

7. 組合員をめぐる状況

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大による職場の状況

2020年は、新型コロナウイルス感染症拡大により、自治体職場では様々な問題が渦巻くこととなりました。感染患者の対応に直接関係する保健所や病院職場、各種給付手続きや相談窓口がぜい弱な執行体制で多忙を極め、職員は感染の不安の中で業務に従事せざるを得なくなりました。

2020年4月7日の「緊急事態宣言」では、国も東京都も感染拡大防止に向けた活動自粛を打ち出し、自治体では、感染拡大防止として在宅勤務やテレワークといった働き方が求められました。

しかし、対応する職場や職員は、使用する機材やシステムの対応、業務内容が不十分なまま導入されたことで混乱が生じました。また、業務内容で在宅勤務やテレワークでの対応が取れない職場では、通常の職員の半数程度以下で業務に従事する事態になり、自治体「構造改革」による弊害が表面化しました。

保育園や学童保育所では休園・登園自粛の中、一方で医療関係者、警察などに勤務する職員の園児や児童を受け入れざるを得ない状況になりました。職場は時差出勤や在宅勤務などにより、深刻な人員不足を強いられるなど、職場では多くの要求を抱え、そのことを訴えるいとまもないほど職員は疲弊する事態となっていました。

(2) 働くみんなの要求・職場アンケート調査結果

2021年「働くみんなの要求・職場アンケート」は、全体集計に間に合わなかった回答を合わせると、**20,045**人(昨年：17,642人)となりました。アンケートの結果で、「生活実感」では「かなり苦しい」「やや苦しい」を合わせると43.3%が苦しいと感じています。2020年6月の1ヶ月間の残業時間では、「45時間以上」の超過勤務者が581人、その内過労死ライン「80時間を超える」は167人、平均残業時間は、13.9時間となっています。

また、コロナ禍で2～9月における最大残業時間では、「80時間を超える」は260人、平均は17時間となり、労働時間の適正な管理と超勤縮減、医師への相談などメンタルヘルス対策を行うことが早急に求められています。

不払い残業が「ある」との回答は6,308人(32.2%)、平均の不払い残業時間は月9.4時間となり年換算14.6日賃金不払いで仕事をしている実態が明らかになりました。不払い残業が生じる理由では、「申請しづらい雰囲気がある」が最も多くなっています。

年休の取得日数は平均で11.1日(昨年11.8日)となりました。また取得日数「0日」191人、「0～6日未満」**3,336人**と回答があり、深刻な状況です。有給休暇の取得率を高めるために、人員増を行い働きやすい職場環境づくりが求められています。

普段の仕事での疲労感については「毎日非常に疲れる」「たまに非常に疲れる」をあわせると48.2%と半数近くの方が仕事で疲れている状況となっています。

こうした職場・労働環境のなかでも回答者の78.6%が「仕事のやりがい」を持って働いており、その働き甲斐にえられるよう、安心して働ける賃金・労働条件、福利厚生・社会保障の拡充を追求していく必要があります。

政府に対する要求では、社会保障関連に対する要求や最低賃金上げが上位となっている中で、今回は、長時間労働の解消・労働安全衛生強化の要求が上位になっています。

IV. 運動の基調と重点課題

新型コロナウイルス感染拡大によって、世界とこの国のあり方、自治体と自治体労働者・労働組合の役割が鮮明になりました。新型コロナウイルス感染に対して対話と共同・協調がきわめて重要であり、対立や武器、戦争はその対極にあることが明らかになりました。さらに新自由主義にもとづく「構造改革」路線、とりわけ自治体「構造改革」による自治体・公務公共業務の縮小・変質が新型コロナウイルス対応を困難にさせていることも明確になりました。

こうしたもとで東京自治労連が 2021 年度にめざすべきたたかいは、対話と共同による住民本位の行政の実現、職場組合員の要求を土台とした取り組み、世界のすべての人々、日本の国民、地域住民が安心してらせる政治・経済の実現です。こうしたことをふまえ、運動の基調と重点課題を以下のとおりとします。

<運動の基調>

1. 憲法 9 条改憲発議阻止、市民と野党の共闘で立憲主義の回復、平和と民主主義・表現の自由を守り、国民が安心できる政治の実現に向けたたたかいをすすめます。
2. 大企業の社会的責任を果たさせ、法定内労働時間で安心して生活できる賃金労働条件の実現をめざし、最低賃金の引き上げ・公契約適正化・公務員賃金引き上げの制度的賃金闘争の前進に向け、春闘を起点とした年間を通したたたかいをすすめます。
3. すべての個人の人権を大切に、安心して国民生活を保障する社会保障をはじめとした国民的課題、制度政策の実現に向けたたたかいをすすめます。
4. 「地方自治の本旨」の具体化に向け、自治体・自治体労働者の役割を強化し、自治体労働者の働きがいを広げる「こんな地域と職場をつくりたい」運動を前進させるたたかいをすすめます。
5. すべての運動について職場活動を基本として、職場の労働組合の確立・強化、東京自治労連の増勢をめざした組合加入、次世代育成の飛躍的前進に向けた取り組みをすすめます。

<重点課題>

1. **憲法 9 条改憲発議阻止、市民と野党の共闘で立憲主義の回復、平和と民主主義・表現の自由を守り、国民が安心できる政治の実現に向けたたたかいをすすめます**
 - (1) 全労連・自治労連、「戦争させない・9 条壊すな！総がかり行動実行委員会」の提起する取り組みをすすめるとともに、市民と野党の共闘を前進させ、立憲主義を回復し、国民本位の政治の実現に向けて取り組みます。
 - (2) 「9 条改憲 NO! 改憲発議に反対する全国緊急署名」を重視し、米軍基地の再編強化に反対し、沖縄や横田基地をはじめすべての米軍基地の撤去、オスプレイの飛行・配備の撤回、自衛隊の軍事強化に反対して共同の運動を広げ、日米安保条約破棄の世論を形成します。
 - (3) 「核兵器禁止条約」の署名・批准を政府に迫り、すべての核兵器廃絶、核の脅威からの脱却をめざした取り組みをすすめます。

(4) 国と自治体における表現・学問の自由をはじめ、自由と民主主義を守り、自治体労働者の政治活動の自由を保障させ、権利の侵害を許さない取り組みをすすめます。

2. 大企業の社会的責任を果たさせ、法定内労働時間で安心して生活できる賃金労働条件の実現をめざし、最低賃金の引き上げ・公契約適正化・公務員賃金引き上げの制度的賃金闘争の前進に向け、春闘を起点とした年間を通じたたたかいをすすめます

- (1) 東京春闘共闘の調査結果に基づく東京の最低生計費実現のため、最低賃金 1,500 円の実現と全国一律最低賃金制度の確立に向けて、職場と地域の世論の形成、官民共同行動の取り組みをすすめます。
- (2) 春闘を起点に人事院・人事委員会勧告までのたたかいを重視し、自治体・公務公共関係労働者の大幅賃上げに向けて取り組みます。また、正規労働者と会計年度任用職員をはじめとした非正規労働者との均等待遇実現に向けて取り組みます。
- (3) 自治体発注の公共工事・事務事業の公的責任と質の確保のために、最低下限額を含む公契約条例制定など、公契約適正化の取り組みをすすめます。また、中小企業の営業を支えるために、大企業の内部留保の取り崩しを求め、中小企業への適正単価発注、中小企業の支援策の強化を求めます。
- (4) 解雇の金銭解決、裁量労働制の範囲の拡大など、さらなる労働法制改悪を阻止し、雇用を確保し、法定内労働時間で安心して働ける労働条件の確立をめざします。

3. すべての個人の人権を大切にし、安心できる国民生活を保障する社会保障をはじめとした国民的課題、制度政策の実現に向けたたたかいをすすめます

- (1) 消費税の当面 5%への引き下げ、大企業・大資産家優遇の不公平税制を是正し、累進課税を強化するよう取り組みます。
- (2) コロナ禍で緊急整備が求められている医療、保健所の機能と体制強化に向けた取り組みをすすめます。また、保育・介護・障害・生活保護をはじめとした社会福祉の切り下げを許さず、社会保障制度の拡充をめざして取り組みます。
- (3) 原発ゼロ、日米 FTA・TPP などからの撤退を求め、災害復興に向けた政府・自治体施策の拡充、民主教育の確立、地球温暖化対策、ジェンダー平等などすべての国民と共同して取り組みます。

4. 「地方自治の本旨」の具体化に向け、自治体・自治体労働者の役割を強化し、自治体労働者の働きがいのある職場づくり、「こんな地域と職場をつくりたい」運動を前進させるたたかいをすすめます

- (1) 職場組合員の声をていねいに聞き、職場要求に練り上げ、その実現に向けた日常的取り組みを重視します。
- (2) 労働安全衛生活動を重視し、職場の環境改善、ハラスメントの一掃、不払い残業・長時間労働の解消などをすすめます。
- (3) コロナ禍で明らかになった病院・保健所・窓口をはじめ住民のための業務を拡充するため、十分な人員体制の確保に向けて職場から予算人員要求闘争をすすめます。
- (4) 都立病院・東京都保健医療公社病院の地方独立行政法人化を阻止する取り組みをすすめます。
- (5) 「公的サービスの産業化」を推進する委託・民営化、指定管理施設化、PPP/PFI、「公共施設等総合管理計画」にもとづく統合化・複合化に反対し、自治体業務の公共性を守る取り組みをすすめます。

- (6) AI、デジタルトランスフォーメーションなどの新技術導入に対し、無批判な導入を許さず「自治体業務への AI・IoT・RPA など新技術の導入への対応の基本点について」(2019年7月31日)を基本に取り組みます。
- (7) 憲法にもとづく仕事のあり方の検証を基本に、職場と地域での自治研活動と住民共闘をすすめます。

5. すべての運動について職場活動を基本として、職場の労働組合の確立・強化、東京自治労連の増勢をめざした組合加入、次世代育成の飛躍的前進に向けた取り組みをすすめます

- (1) 「東京自治労連 第一次組織拡大・強化中期計画総括」で明らかにした組合加入と次世代育成の教訓をいかし、「要求運動と組織拡大強化は車の両輪」とする取り組みを定着させ、単組・局支部と東京自治労連の増勢をめざします。
- (2) すべての自治体・公務公共労働者を視野に、職場懇談会・対話活動・職場訪問をすすめ、職場活動を重視し職場の労働組合組織の確立・強化をめざします。
- (3) 職場活動をすすめる中で、組合加入と次世代育成を前進させます。
- (4) 自治労連関東甲越ブロック「青年未来づくりプロジェクト」(以下、青プロ)、東京の自治体にはたらく青年交流会実行委員会の取り組みや実行委員会に多くの青年を結集し、各単組・局支部の青年活動の活性化につなげます。その取り組みの中で単組・局支部の役員や東京自治労連の役員体制の確立につなげます。
- (5) 自治労連共済「みんなでつくる・支え合い」共済拡大運動、「生活応援」労金推進運動を軸に組織拡大と自治労連共済・労金加入拡大を一体とした取り組みをすすめます。

V. 具体的な課題と取り組み

1. 戦争法・共謀罪を廃止し、9条改憲・改憲発議を許さず、平和と民主主義、地方自治を守るたたかい

(1) 改憲発議を許さず、平和憲法を守る共同を広げる取り組み

- 1) 9条改憲発議阻止にむけて、「9条改憲 NO! 改憲発議に反対する全国緊急署名」の組合員1人10筆達成をめざし、学習・宣伝・対話行動を職場・地域で強め、各単組・局支部とともに全力で奮闘します。
- 2) 「東京自治労連戦争法阻止・憲法闘争本部」を定期的で開催し、戦争法・共謀罪廃止、改憲阻止に向けた情勢や課題を単組と共有化し取り組みます。
- 3) 毎月の「9の日宣伝」をはじめとする宣伝・署名、宣伝カーの運行などに積極的に取り組み、憲法を守る運動を広げます。
- 4) 「憲法東京共同センター」に結集し、「総がかり行動実行委員会」「市民アクション」との共同の取り組みをすすめます。
- 5) 5.3 憲法集会(場所未定)に単組・局支部とともに参加します。
- 6) 「憲法をいかに自治体労働者東京連絡会」の事務局として、東京のすべての自治体労働者・労働組合を視野に入れ、「会」への結集と拡大をめざし、以下の取り組みをすすめます。
- ① 憲法を守る運動への参加・協力にむけて都内の広範な自治体労働者・労働組合に対し「会」への

入会を呼びかけます。とりわけ都や区の中立・未批准組織、三多摩の自治体労働組合との共同を重視します。

②「会」に結集する団体・個人に参加を呼びかけ、都内各地で、独自の宣伝行動を取り組みます。

③「会」に結集する各団体が対等平等の立場で交流と運動をすすめるため、団体・個人の賛助金による運営を強化します。

④情勢にあわせて、時宜にかなった講演会を積極的に開催します。

⑤憲法をいかに自治体労働者東京連絡会第17回総会の成功に向けて取り組みます。

7)自治労連「憲法をいかに守る運動推進本部」に結集し、全国のたたかいを学び交流し、憲法闘争へ活かしていきます。

(2) 職場・地域から「核兵器廃絶」をめざす取り組み

1)「唯一の戦争被爆国 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」を推進し、職場や地域を軸に「69 行動」などの定例宣伝署名行動の取り組みをすすめます。

2)3・1 ビキニデー日本原水協全国集会・分科会(2月28日～3月1日)のZOOM視聴をすすめます。

3)2021年5月(夢の島コース)、7月(都内コース)の国民平和に行進に参加します。

4)2021年NPT再検討会議 in ニューヨーク(8月2日～27日)の取り組みは、新型コロナ感染の状況を見て検討します。

(3) 米軍基地再編強化阻止、オスプレイ配備反対、日米安保条約廃棄に向けた取り組み

1)辺野古新基地建設、鹿児島・馬毛島の軍事基地化の中止と普天間基地の無条件撤去を求め、米軍基地即時返還などの運動を、沖縄県民と連帯して取り組みます。

2)横田基地をはじめとした自衛隊との連携をすすめる米軍基地再編強化に反対し、基地撤去に向けた取り組みをすすめます。

3)米軍輸送機オスプレイの国内配備や低空飛行訓練に反対する運動に取り組みます。横田基地への配備撤回に向け「オスプレイ横田配備反対連絡会」や東京地評、平和団体などと幅広い共同でたたかいます。

4)安保破棄東京実行委員会などが取り組む日米安保条約の学習と運動に取り組みます。

5)全国各地で取り組まれている「日米地位協定の改定を求める自治体意見書」の採択を求める運動を強化します。

(4) 民主主義を守るたたかいや争議団勝利の取り組み

1)日本学術会議会員任命拒否問題の違法性、違憲性と、菅首相の危険な政治姿勢を引き続き追及する世論を広めるため「日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求めます署名」の取り組みを進めます。

2)基本的人権や民主主義の擁護、国政選挙での一票の格差是正、比例定数削減反対、小選挙区の廃止など民意を反映する選挙制度へ抜本的に改革するため、運動を自治労連・東京地評に結集して取り組みます。

3)JALの不当解雇撤回など全労連・東京地評の争議支援総行動など、すべての争議の勝利解決に向けて取り組みます。

2. 大企業の社会的責任を果たさせ、法定内労働時間で安心して生活できる賃金労働条件の実現をめざし、最低賃金の引き上げ・公契約適正化・公務員賃金引き上げの制度的賃金闘争の前進に向け、春闘を起点とした年間を通したたたかい

(1) 調査結果に基づく東京の最低生計費実現、最低賃金 1,500 円の実現と全国一律最低賃金制度の確立、職場と地域の世論の形成に向け官民共同行動の取り組み

- 1) 最低賃金の大幅引上げ、全国一律最低賃金制度の確立に向けて取り組みます。当面、東京の労働者の賃金は、時間額 1,500 円以上、日額 12,000 円・月額 240,000 円以上への引き上げをめざします。
- 2) 地域の賃金相場に大きな影響を与える公務員賃金、最低賃金の改善に取り組みます。とりわけ、最低賃金の引き上げの影響が大きい高卒初任給については、官民共同での運動を強化し引き上げをもとめ取り組みます。

なお、春闘方針については、別途提起をします。

(2) 春闘を起点に人事院・人事委員会勧告までのたたかい、自治体・公務公共関係労働者の大幅賃上げ、正規労働者と会計年度任用職員をはじめとした非正規労働者との均等待遇実現

- 1) 春闘期を起点に人事院および人事委員会勧告までのたたかいを重視し、自治労連に結集してたたかいをすすめます。
- 2) 地域の賃金相場に大きな影響を及ぼす公務員賃金、最低賃金を改善するたたかいに取り組みます。とりわけ、公務員の労働基本権が剥奪されている下で、新型コロナウイルス感染拡大を口実とした賃金引き下げに強く反対してたたかいをすすめます。
- 3) 要求アンケート集約を基に、時間額 150 円以上・月額 23,000 円以上の賃上げ要求を掲げてたたかいます。
- 4) 在宅勤務、リモート・テレワークにあたっては、不利益が生じないよう十分な環境整備を行うこと。また、時差出勤などの変則的労働の実施については、職員の希望や職場の状況、意見を重視するよう要求します。
- 5) 三多摩においては、市町村総合交付金の経営努力割等を理由とした都並給与体系への低位平準化を許さず、三多摩協議会を軸にして各自治体のたたかいの交流など、運動の前進に向けて必要な対応をすすめます。
- 6) 職場・地域間の格差を拡大・固定化する地域手当の矛盾や人材確保への悪影響などを明確にし、地域手当の本俸繰り入れを求めるとともに、三多摩では当面、都区並 20%の地域手当を要求に掲げてたたかいます。
- 7) 地方公務員法「改正」に伴う「人事評価制度」の機械的な導入・強化を許さず、三多摩の各自治体への「能力・業績」主義強化の押し付けに反対したたたかいをすすめます。また、定年年齢引き上げ実施を理由とした一層の能力・業績に基づく人事管理の徹底をさせない取り組みをすすめます。会計年度任用職員への人事評価は人材育成や処遇改善に反映されておらず、その改善を当局に求めるとともに抜本的な改善を自治労連とともに総務省に求めます。
- 8) 一時金について、国の期間業務職員には、勤勉手当がありますが、都や区の会計年度任用職員は対象外とされています。これによって一時金がマイナスの時は期末手当が減額され、プラスの時は勤勉手当に加算されるため、会計年度任用職員はマイナスのみ影響を受けることとなります。正規職

員との均衡という制度の趣旨に反するものであり、法の改正に向けた取り組みを自治労連と連携して取り組みます。また、自治体当局から総務省へ意見反映をするよう求めます。

- 9) 会計年度任用職員制度の抜本改善については、任期の定めのない短時間公務員制度の確立を基本とし、当面、労働条件の改善については、東京自治労連と各単組・局支部の連携を図り、職務経験に応じた経験加算、任用回数制限の撤廃などの取り組みをすすめます。また、自治労連とともに総務省に法改正を求めます。
- 10) 育児休業代替の正規職員配置や各種休暇制度など、安心して働き続けるために、仕事と育児など両立支援の権利拡大をめざし取り組みをすすめます。
- 11) 雇用と年金の本格的な接続に伴い、公務職場の高齢期雇用の制度の確立を求めるとともに、50歳代の賃金水準の改悪を許さず、自治労連に結集し対人事院・内閣人事局に向けた取り組みをすすめます。
- 12) 公務職場の高齢期雇用について「年金と雇用の本格的な接続」で、安心して働き続けられる職場環境の実現に向けて取り組みます。
- 13) 再任用制度では、希望者全員が任用・継続される制度への改善を進めるとともに、賃金水準では、定年退職前の職員との均等待遇を前提に引き上げるとともに、一時金支給月数を含めた諸手当についても、退職前と同様の支給をもとめ取り組みます。

(3) 最低下限額を含む公契約条例制定など公契約適正化、大企業の内部留保の取り崩し、中小企業への適正単価発注、中小企業の支援策の強化

- 1) 労働法制の改悪、中小企業支援や公契約条例制定自治体の運用適正化の取り組みの成果を交流し、条例制定運動を底上げします。また、関係団体などの協力も得ながら運動を前進させます。
- 2) 大企業の社会的責任を果たさせ、増大する内部留保を労働者・中小企業に還元させるなど、国民と共同したたたかいを全労連・自治労連に結集して取り組みます。
- 3) 会計年度任用職員等の労働条件改善、公契約条例の制定、中小企業支援策拡充と地域循環型経済振興策の実現を求める自治体キャラバンの取り組みを重視し、全ての自治体へ東京自治労連・単組の参加をめざします。

(4) 解雇の金銭解決、裁量労働制の範囲の拡大、副業・兼業の促進、さらなる労働法制改悪を阻止、雇用の確保、法定内労働時間で安心して働ける労働条件の確立

- 1) 使用者側の攻撃を明らかにし、「解雇無効時の金銭解決制度」を導入させないことをめざし、運動をすすめます。
- 2) フリーランスなどの労働法制による保護を受けない働き方の導入や拡大、高度プロフェッショナル制度の要件緩和、裁量労働制の適用範囲拡大を許さないたたかいを重視します。
- 3) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が示す、労働時間規制の弱体化を狙う労働時間通算制度の簡便な方法などが示されていることから、引き続き注視します。

(5) 公務員の労働基本権回復に向けた取り組み

- 1) 自治体職場の直接雇用の臨時・非常勤職員が地方公務員法適用の会計年度任用職員となったことを受け、正規・非正規一体の取り組みをすすめます。

- 2) 憲法 28 条・15 条や ILO 条約・勧告を踏まえた民主的公務員制度確立、公務員の労働基本権全面回復をもとめ、全労連や自治労連に結集し取り組みます。
- 3) 労働協約締結権回復を展望し、全ての単組・局支部での予算人員要求闘争、36 協定の締結、春闘要求書提出・交渉を強化するとともに、組織の拡大・強化を結合して取り組みをすすめます。
- 4) 自治体・公務公共関係労働者の権利や役割を明らかにした自治労連の「自治体労働者の権利宣言(案)」の学習をすすめます。

3. すべての個人の人権を大切に、安心出来る国民生活を保障する社会保障をはじめとした国民的課題、制度政策の実現に向けた取り組み

(1) 消費税の当面 5%への引き下げ、大企業・大資本家優遇の不公平税制是正、累進課税の強化を求める取り組み

- 1) 当面消費税 5%への引き下げ、社会保障の財源を消費税に求めるのではなく、大企業・大資本家の応分の負担を求める取り組みを、自治労連、社保協、消費税廃止東京各界連絡会に結集して広げます。そのために、毎月の宣伝行動と中央集会への参加などの取り組みを強めます。
- 2) 「消費税 5%への引き下げを求める」署名を改めて職場から取り組みます。
- 3) 税金の集め方について、応能負担原則を貫いた制度への抜本の見直しを求める取り組みを進めます。

(2) コロナ禍で緊急整備が求められる医療、保健所の機能と体制強化、保育、介護、障害、生活保護をはじめとした社会福祉の切り下げ阻止、社会保障制度の拡充のとりくみ

国は「全世代型社会保障」の名による全面的な社会保障制度の解体とともに、「社会福祉法一部改正」による「自助・共助」の社会福祉制度への改悪をすすめようとしています。こうしたもとで「公助」を基本とした社会保障制度の拡充が求められています。

- 1) 医療制度の改悪を具体化させず、地域医療を守る取り組み
 - ① 自治労連が調査に基づいて作成した「『住民のいのちとくらしを守りきる』ための提言(案)-自治体病院版-」の実現をめざします。
 - ② 自己負担の強化による医療費抑制政策を許さず、国民負担軽減に向けた運動をすすめます。
 - ③ 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための国会請願署名」(通称:「いのち署名」)を、従来より幅広い共同の署名として取り組みます。
 - ④ 東京都地域医療構想調整会議を注視し、公立・公的病院 440 病院をターゲットとする「『病床機能報告』に基づく分析による公立・公的病院の縮小・統廃合」で名指しされた東京の 9 病院を撤回させる取り組みを、「人権としての医療・介護東京実行委員会」や関係団体と協力してすすめるとともに、情報発信を行います。
 - ⑤ 医療三単産(自治労連、医労連、全大教)で取り組む「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を」の署名運動を 2021 年 5 月の署名提出行動に向けて取り組みます。関係組合員 1 人 10 筆の目標達成に向けて奮闘します。
 - ⑥ 医労連・中央社保協・地域医療を拡充する会・自治労連の 4 者で開催される「第 16 回地域医療を守る全国交流集会」に参加し、地域医療を守る地域からの運動の意思統一を行います。
 - ⑦ 自治労連が開催する、「第 20 回自治体病院全国交流集会」に参加し、全国の運動と教訓を交流し

ます。

⑧医療・社会保障関係団体で構成する実行委員会形式で開催される「憲法いかし、いのちまもる国民集会」に単組・局支部とともに参加します。

⑨医師・看護師不足解消、医療従事労働者の労働条件改善、人員確保等に向けて東京医療関連協に結集して取り組みをすすめます。

2)介護制度改悪を許さない取り組み

①社会福祉法一部「改正」による介護保険会計から一般会計への繰入で、介護保険料や利用料などの減免制度の改悪を許さない取り組みをすすめます。さらに同法一部「改正」による社会福祉各制度にかかる事業や情報を活用した営利企業の利潤追求に利用させないよう監視します。

②全労連と社保協・民医連と共同の「介護制度の見直しに対する請願署名」を積極的に推進し、通常国会に、全労連介護・ヘルパーネット等とともに厚労省要請、国会議員要請などを行います。

③要介護1、2の切り捨てを許さず、混合介護の拡大、ケアプランの有料化など制度改悪に反対し、「介護をよくする会」などと、学習と地域への情報提供をすすめます。

④介護保険財政への国庫負担率を引き上げるよう自治体要請、東京都への要請を強めます。

⑤「自治労連・介護関係労働者全国交流集会」の取り組みをすすめます。

⑥全労連が提起する毎年11月の「介護アクション」に呼応し、「介護に働くなかまの全国交流集会(全労連・中央社保協など実行委員会主催)」の成功などに向けて取り組みます。

3)後期高齢者医療制度、国民健康保険に対する取り組み

①75歳以上の自己負担「2割」への負担増に反対し、社保協や高齢期連絡会と取り組みを強化します。

②高齢者等への医療費負担増に反対し、後期高齢者医療制度の撤廃と安心できる高齢者医療の実現にむけて取り組みます。

③東京都の後期高齢者医療広域連合に向けて、陳情や傍聴行動を東京社保協に結集して取り組みます。

④国保への国庫負担増やすとともに、自治体の一般財源からの繰り入れの削減を許さないよう東京社保協などとともに働きかけます。また、過度な督促や短期証の発行をさせず、自治体の減免措置の拡大に取り組みます。

⑤東京都に対して、国保における18歳までの子どもについて、均等割軽減の助成制度の創設、国民健康保険加入の子どもの保険料軽減を求め、東京社保協とともに取り組みます。

4)保健所・公衆衛生機能の拡充をめざす取り組み

①自治労連が調査に基づいて作成した「『住民のいのちとくらしを守りきる』ための提言(案)-公衆衛生版-」の実現をめざします。

②住民のいのちと健康、くらしを守る保健所や都健康安全研究センターや地方衛生研究所等の増設と人員の拡充を求め、自治労連に結集し、国、自治体への取り組みを強めます。

③保健所の統廃合、高齢者、子ども子育て、障害者等の事業への保健師配置に伴う増員がされず、公衆衛生機能の脆弱化を招いてきた実態を明らかにし、保健所の配置基準の改善や専門職員の充実など、自治労連に結集し取り組みます。

5)生活保護制度の拡充等をすすめる取り組み

- ①社会保障審議会生活保護基準部会の動きを注視し、生活保護がセーフティネットとしての役割を果たすよう、社保協などと連携した取り組みをすすめます。
- ②生活保護基準の引き下げが、生活保護受給者はもちろん、最賃や就学援助等に悪影響を及ぼし、国民生活が脅かされることとなります。改定された自治労連「生活保護政策提言集」(案)の学習をすすめて、生活保護職場の組合員を励ますとともに、生活保護基準の改善に向け地域住民との共同を追求します。
- ③ケースワーカーの担当標準数 80 世帯を守ること、「標準数」を「法定数」にする取り組みを自治労連に結集して取り組むとともに、各単組で必要な人員配置と仕事を継承できる職員構成を要求します。
- ④生活保護職場への警察 OB の強制配置に反対します。
- ⑤生存権裁判を支える東京連絡会に結集し、新生存権裁判を支援するとともに、生活保護基準引き下げ、生活保護法改悪阻止に向け取り組んでいきます。

6)年金制度改悪を許さず拡充を求める取り組み

- ①さらなる支給開始年齢の繰り延べ、支給額の切り下げなど年金制度の改悪を許さないたたかいを自治労連、東京社保協とともにすすめます。
- ②基礎年金への国庫負担率 1/2 の法定化を求め、給付切り下げとなる「マクロ経済スライド」の廃止を求めて取り組みます。
- ③「消えた年金」の解消、日本年金機構の情報流出問題の公的責任を追及し、年金機構の直営化を求めるとともに、旧社保庁職員解雇撤回に向けて、東京地評や自治労連に結集して取り組みます。

7)障害者福祉制度の改善、総合福祉法創設に向けた取り組み

- ①障害者総合支援法を速やかに廃止し、「障害者総合福祉法」の制定を求める運動を自治労連、東京地評、社保協などとすすめます。また、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(2011年8月30日)の具体化・制度化にあたって、制度の実施者である区市町村の意見を十分反映させるように求めていきます。
- ②障害者総合支援法における「介護保険法優先適用規定」撤廃に、障都連などと取り組みます。
- ③障害者、高齢者、子ども、生活困窮者など地域で互いに支え合う「我が事・丸ごと共生社会」の「自助・互助・共助」による社会づくりではなく、自治体の公的責任を果たすよう、国・東京都・市区町村への要請などに取り組みます。

8)公的保育制度の拡充をめざす取り組み

- ①「よりよい保育を！実行委員会(略称)」の国会請願署名(2月集約)及び公的保育・福祉を守る東京実行委員会の都議会署名を軸に、地域で保問協等と「保育の質」を守り、待機児童解消を求める取り組みを広げます。
- ②「幼児教育・保育の無償化」は、完全無償化を求めるとともに、国に財政負担を求めます。
- ③子ども・子育て支援新制度の見直しが行われるもと、制度拡充の予算措置、公定価格の改善、保育時間区分の一本化、保育士等の処遇の改善などの要求を掲げ、国に向けた取り組みをすすめます。

す。2021年11月の保育大集会、政府・国会要請へ積極的に参加します。

- ④コロナ禍により明らかになった不十分な保育所設置の面積基準、職員配置基準の改善を自治労連に結集して求めます。
- ⑤自治体の裁量がより強まったもとで、制度の改善・拡充をめざし区市に対する取り組みを、共同を広げながらすすめます。
- ⑥公立・認可保育園の建設、公立保育園を活用した待機児童解消を求め、広範な住民・保護者に対話を呼びかけて地域から運動を広げ、自治体や自治体議会に迫ります。
- ⑦東京都に対して保育にかかわる都区財調制度・子育て推進交付金の維持、公立保育所整備とともに、私立保育所の充実のため、公私格差を是正する財源措置を求めます。
- ⑧「自治体に対して緊急事態下における保育体制の確立と公立保育園が果たすべき役割の明確化を求める当面の運動方針」(2021年1月13日)にもとづき、公立保育園の役割を住民と共有し、公立保育園の民営化・認定こども園化反対の取り組みを強めます。
- ⑨会計年度任用職員など非正規保育労働者の要求運動と組織化を結合して推進します。
- ⑩次世代育成の取り組みの一環として、若手保育士を中心とした要求に正面から応え、若手保育士のネットワークを広げます。
- ⑪「自治体保育労働者の全国集会」に積極的に参加し、全国の取り組みから学び、交流します。
- ⑫保育闘争委員会を開催し、東京自治労連としての取り組みの基本を明確にします。引き続き保育闘争委員会ニュースを発行し、各地の取り組みの共有化をはかります。
- ⑬「保育所保育指針」の改訂がされたもと、子どもたちが自ら成長する力を最大限発揮できる保育を実現するために、保育内容への介入を許さない取り組みをすすめます。

9) 児童相談所の特別区設置など児童保護行政の拡充を求める取り組み

- ①児童虐待が急増しているもとで、児童相談所や市町村の業務体制の改善、一時保護所の拡充等に向けて、国への要請など自治労連とともに取り組みます。
- ②児童相談所の特別区設置をはじめ、子ども家庭支援センターなど市区町村の子どもの権利擁護の取り組みがすすむよう、情報交換や交流をすすめます。
- ③東京都との都区財政調整協議による基準財政需要額の適正化など財源や体制の拡充について意見を反映させていきます。

(3) 原発ゼロ、TPP・日欧EPA・日米FTAからの撤退、ジェンダー平等、災害復興にむけた政府・自治体施策の拡充、民主教育擁護など国民的課題の取り組み

- 1) 被災者の生活と生業を再建するために、被災者生活再建支援法の拡充を国に求める取り組みをすすめます。
- 2) 自治労連の「原発ゼロ、再生可能エネルギーをいかす地域・自治体をつくるための提案」(2015年改訂版)の学習などへの活用や、東京災害対策連絡会などが呼びかける取り組みへの参加を追求します。
- 3) 原発をなくす全国連絡会に結集して取り組みます。また、原発ゼロ、再稼働反対など、全労連・自治労連、東京地評等の呼びかけに応じて取り組みます。
- 4) 「国連気候変動枠組条約21回締約国会議」で合意されたパリ協定の実現による地球温暖化阻止に向

けた取り組みに、全労連・自治労連、東京地評等の呼びかけに応じて取り組みます。

5) TPP や日欧 EPA、日米 FTA 撤退の具体化を求める自治労連、全労連の運動に積極的に参加します。

6) 子どもの教育を受ける権利を保障し、民主的教育行政を守るため、中学校教科書の採択への取り組みや「東京教育集会 2021」をはじめとした取り組みに参加します。

7) 給付型奨学金制度の拡充や、教育の無償化の取り組みを具体化します。

8) ジェンダー平等実現に向け次の取り組みを行います。

① 婦人団体連合会のジェンダー4 署名（「戦時慰安婦」問題の最終解決、女性差別撤廃条約選択議定書批准、民法の差別的規定の廃止・法改正、所得税法第 56 条の廃止）に取り組みます。

② 自治労連が作成した「組合活動の女性参加をすすめるアクションプログラム～ジェンダー平等社会の実現をめざして～」2020 改正版の学習をすすめます。

③ 性的マイノリティーを含めたジェンダー平等社会の実現に向けて自治労連の提起に基づいて取り組みます。

4. 自治体の機能と自治体労働者の役割を強化し、自治体労働者の働きがいのある職場づくり、「こんな職場と地域をつくりたい」運動を前進させるたたかい

(1) 職場組合員の声を職場要求に、その実現に向けた日常的取り組み

1) 職場での懇談を重視し、仕事の悩みや思いを出し合う対話と交流をすすめ、職場の改善にむけた課題や要求の集約を図ります。役員がいる職場など可能な職場から、所属長に要求を提出し、懇談・交渉を行います。

2) 在宅勤務・テレワーク・時差出勤などに伴う、職場要求を明らかにして実現に向けて取り組みます。

3) コロナ禍における休暇制度を始め、職場の福利厚生等に係る要求の実現に向けて取り組みます。

4) 5 月 15 日(土)～16 日(日)に自治労連が開催する「こんな地域と職場をつくりたい全国交流集会」(愛知県蒲郡市)に各単組・局支部とともに取り組みます。

(2) 労働安全衛生活動を重視し、職場の環境改善、ハラスメントの一扫、不払い残業・長時間労働の根絶・超勤職場訪問、実効ある 36 協定締結の取り組み

1) 労働安全衛生活動の取り組み

① 各単組・局支部の 2021 年度の運動の重点として労働安全衛生活動を位置づけ、労働安全衛生活動の推進体制を確立します。

② 労働組合の労安活動を、「安全衛生委員会」や予算・人員要求闘争と結合させて取り組みます。具体的には、来年度の予算人員に向けた要求書の中で労働安全衛生上の要求を掲げて、「安全衛生委員会」の議題として提起できるよう議論をすすめます。

③ 安全衛生委員会の毎月開催を実現させ、その開催に合わせて、労働組合として委員との意思統一を行い、取り組みの具体化を図ります。

④ 東京自治労連労働安全衛生活動推進委員会を定期開催し、すべての単組・局支部からの参加で方針の確認、活動交流、学習や情報交換を行います。

⑤ ハラスメント対策、メンタルヘルス対策を推進するための学習啓発の取り組みを前進させます。

⑥ 職員本位の「ストレスチェック制度」にしていくために、集団分析の結果を活用し、職場環境の改善等にいかす取り組みをすすめます。また、ストレスチェック受診率や集団分析の有無など、単

組等の状況を調査し、メンタルヘルス不調を未然に防止するストレスチェック制度として職場環境の改善等にかすより良い制度としての活用をめざします。

- ⑦各単組・局支部で労働安全衛生推進委員会を設置し、活動方針を確立します。50人未満職場の労働安全衛生活動を重点づけて取り組みます。
- ⑧当局の責任による職種・職場ごとの安全衛生教育の実施を求めます。とりわけ新規採用者の雇入時教育を職種別に実施するよう求めます。また雇入時の健康診断の実施義務が事業者にあることを踏まえ、当局に費用負担を求めます。
- ⑨第19回労働安全衛生活動交流集会を開催し(21年9月予定)、各単組・局支部の交流と到達点の確認、今後の取り組みの方向について確認します。
- ⑩非正規雇用・公務公共関係労働者の労働安全衛生の取り組みを強化します。
 - i 各単組での労働安全衛生活動推進委員会等に対応する公共一般の支部からの参加を追求します。
 - ii 各安全衛生委員会の委員に非正規労働者の委員の選出を追求します。
 - iii 非正規・公務公共関係労働者の健康診断実現、公務災害・労災などの取り組みをすすめます。
- ⑪働くもののいのちと健康を守る東京センターに結集し、公営企業財団法人社会医学研究センターなどと共同して取り組みます。
- ⑫新型コロナウイルス罹患時の公務災害認定についての学習をすすめます。
- ⑬自治労連が作成する「公務災害申請の手引き」、「労働安全衛生活動の手引き」(仮称)リーフの学習をすすめます。

2) 36 協定締結、長時間労働縮減の取り組み

- ①定例的に業務量が多く、残業が発生する場合は、人事当局が根拠としている、労働基準法33条3項に定める「公務のために臨時の必要がある場合」にはあたらないことを主張し、本庁職場での36協定締結をめざします。
- ②36協定締結に当たっては、具体的事由、特例条項をできる限り具体的に明記させるとともに、時間外手当の措置については不払いが発生しないよう協議します。
- ③厚労省の「賃金不払い残業の解消を図るための措置等に関する指針」(2003年10月)、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(2017年1月20日)を活用した取り組みを強めるとともに、引き続き36協定締結に向けて、「超過勤務縮減・不払い残業根絶に向けた、実効ある36協定締結の取り組み方針」(2016年6月)を積極的に活用するための学習の際には東京自治労連から講師を派遣します。

(3) コロナ禍で明らかになった病院・保健所・窓口をはじめ住民のための業務を拡充するため、十分な人員体制の確保に向けて職場からの予算人員要求の取り組み

- 1) 職場での懇談を重視し、仕事の悩みや思いを出し合う対話と交流をすすめ、職場の改善にむけた課題や要求の集約を図ります。役員がいる職場など可能な職場から、所属長に要求を提出し、懇談・交渉を行います。
- 2) 職場から取り組む予算人員要求闘争を、自治研推進委員会で交流し、先進事例や工夫の共有化を図ります。
- 3) 自治労連が予算人員闘争の前進に向けて、全国の先進的な事例や、政府の動きなどの資料をまと

めた、改定「予算人員闘争資料集」を活用します。

- 4) 障害者雇用にあたっては、十分な職場の執行体制が確保されるよう、人員配置を含む条件整備をすすめます。
- 5) 自治体の予算分析をすべての単組で行うことをめざします。また、東京都の予算分析を各局支部の協力も得て行い、都内の各団体に広げます。
- 6) 自治研活動を再構築し、職場の取り組みと住民共闘を前進させる取り組み
 - ① 職場から自らの仕事を見直す職場自治研活動を強めます。
 - ② 「自治研活動の取り組み方針」を確立し、単組・局支部で取り組みの意思統一を行います。
 - ③ 東京自治労連の自治研推進委員会を定期開催し、単組・局支部の取り組み事例などについて交流し、取り組みを広げます。
 - ④ 職域部会を中心に、職域の課題や仕事のあり方について交流・学習を呼びかけます。
 - ⑤ これらの取り組みの中で、若手組合員の参加を重視し、次世代育成につなげます。

(4) 「公的サービスの産業化」や「自治体のデジタル化」DX などの具体化を許さず、地方自治体の役割強化に向け、住民とともに自治体民主化をめざす取り組み

- 1) 「公的サービスの産業化」のもと、自治体のあり方、役割が大きく変えられようとしています。職場にかけられている攻撃の実態と問題点を明らかにし、庁内世論に広げ、地域住民とともに取り組みます。
- 2) 職場からの取り組みで職場要求を明確にし、自らの仕事のあり方と住民が求める自治体の仕事について語り合う場をつくり、予算人員闘争につなげます。
- 3) 委託・民営化、指定管理、公共施設等総合管理計画、AI、DX など新技術の導入状況などを明らかにしながら、真に職員と住民のためになる自治体づくりを求める取り組みをすすめます。
- 4) 窓口をはじめとした自治体業務の委託提案については、各単組・支部及び、全国で実践された委託化阻止・直営堅持の取り組みなどの教訓に学んで、取り組みをすすめます。
- 5) AI、デジタルトランスフォーメーション(DX)などの新技術導入に対し、無批判な導入を許さず「自治体業務へのAI・IoT・RPAなどの新技術の導入への対応の基本点について」(2019年7月31日：別添)を基本とし、取り組みをすすめます。

(5) 都政の「構造改革」路線に反対し、諸団体とともに都政民主化に向けた取り組み

- 1) 都立・公社病院の地方独立行政法人化に反対し、「都立・公社病院の地方独立行政法人化を中止し、医療サービスの充実を求める請願」署名を広げます。また、「人権としての医療・介護東京実行委員会」をはじめ関係諸団体とともに地方独立行政法人化を許さないたたかいをすすめます。
- 2) 築地市場や豊洲市場の問題やオリンピック・パラリンピック関連の問題は、市民団体とともに取り組みを広げます。
- 3) 東京オリンピック・パラリンピック後の経済の落ち込みや大型再開の推進に反対し、都民生活優先の都政を求めます。
- 4) カジノを含むIR統合型リゾートに反対し、東京にカジノは作らせない取り組みを広げます。
- 5) 『「未来の東京」を見据えた都政の新たな展開について～構造改革を梃子として～」で示された2020年度末に策定する長期戦略に対し、都民本位の都政政策や都政運営のあり方を示します。

6) 都民要求実現大行動実行委員会の東京都予算要求などの取り組みに参加します。

5. 首長選挙、自治体民主化、国政民主化のたたかい

労働組合として政党支持・政治活動の自由を守り、保障するとともに、職場に「政治は変えられる」の風を吹かせ、組合員・家族が主権者として投票権を行使する取り組みをすすめます。

- (1) 切実な職場要求や消費税引き上げ阻止、社会保障拡充など春闘でかかげる諸要求を実現させるチャンスとして、職場・地域で政治や憲法を語り、政治の流れを変える世論を広げます。
- (2) 改憲阻止、消費税減税・廃止をはじめ、一致する要求での市民と野党の共闘をすすめる取り組みを強めます。
- (3) 組合員の思想・信条・政党支持の自由を保障し、政治活動の自由を守ります。不法・不当な干渉や介入・弾圧などに対しては組織として毅然として対応します。
- (4) 当局の「政治的中立性」攻撃を跳ね返し、職場に政治の風を吹かせ、組合員・家族が主権者として投票権を行使する取り組みをすすめます。
- (5) 「憲法をいかし守ろう!」「選挙に行つて戦争法廃止」「棄権は危険」「選挙に行こう」などのキャンペーンをすすめます。とりわけ、18歳選挙権が施行されたもつで、憲法に基づく主権者として、公民権を行使するよう、青年労働者への働きかけを行います。
- (6) 都議会議員選挙、総選挙に向けて、組合員の政党支持・政治活動の自由を保障しつつ、東京自治労連の要求を明らかにして政治啓発活動に取り組みます。

6. すべての運動について職場活動を基本として、職場の労働組合の確立・強化、東京自治労連の増勢をめざした組合加入、次世代育成の飛躍的前進に向けた取り組み

- (1) 「東京自治労連 第一次組織拡大・強化中期計画総括」で明らかにした組合加入と次世代育成の教訓をいかし、「要求運動と組織拡大強化は車の両輪」とする取り組みを定着させ、単組・局支部と東京自治労連の増勢に向けた取り組み

- 1) 職場での様々な問題を労働組合として迅速かつ丁寧に聞き取るため、知恵と工夫で対話や懇談会を行い、要求をまとめ当局への要請をすすめます。
- 2) 春・秋2回の組織拡大月間を設定し方針を策定し、新規採用者、組合未加入者、非正規・公共関係労働者の組合加入に向けた意思統一を図るため、書記長・組織部長会議を組織拡大月間の前段に開催します。各単組・局支部における組織拡大の目標、計画等を定め達成に向けて取り組みをすすめます。
- 3) 単組・局支部、支部・分会・補助組織との準備と意思統一に加えて、職場で多くの協力者をつくり、協力者との意思統一も同時に行います。とりわけ、新規採用者の拡大は「スピード」と「いま(加入書)書いてほしい」と明確に伝えることも合わせて意思統一して実践します。

- (2) すべての自治体・公務公共労働者を視野に、職場懇談会・対話活動・職場訪問をすすめる、職場活動を重視し職場の労働組合組織の確立・強化

- 1) コロナ禍だからできる取り組みを重視し、少人数による職場懇談会など職場活動を重視します。雇用形態を問わず職場過半数組織をめざし、要求実現と組織拡大を車の両輪として取り組み、増勢をめざします。

- 2) 会計年度任用職員の経験加算制度、勤勉手当相当分の別途の手当、雇用年限撤廃など、処遇改善に向けた取り組みと組織拡大を車の両輪としてすすめます。
- 3) 労働契約法による無期雇用転換ルールを公務公共労働者に周知し、組織化をすすめます。
- 4) 労働条件改善と結合して、委託・指定管理職場で働く労働者へ組合加入の働きかけをすすめます。その際、地域労連とも共同して取り組むことを検討します。
- 5) 上部組織を持たない組織等に自治労連加盟に向けた取り組みをすすめます。

(3) 自治労連関東甲越ブロック「青年未来づくりプロジェクト」(以下、青プロ)、東京の自治体にはたらく青年交流会実行委員会の取り組みや実行委員会への結集、各単組・局支部の青年活動の活性化、単組・局支部の役員や東京自治労連の役員体制の確立

- 1) 「住民のためにいい仕事がしたい」という思いを実現させるため、仕事や組合活動を通じた交流をつなげ広げるための運動をすすめます。
- 2) 東京自治労連や自治労連の青年部が企画する取り組みと、青年を対象とした各単組・局支部の企画への参加・協力を努めます。
- 3) 「青年ステップセミナーゆけむりプロジェクト」などを通して、青年組合員の学習とつながりを活かして、単組・局支部の青年組合員の組織強化や青年部の再建をめざす取り組みをすすめます。
- 4) 新規採用者への組合説明会や新採歓迎会の運営に青年組合員が積極的に参加し、仲間を増やす活動を単組・局支部で取り組みをすすめます。
- 5) 単組・局支部の中核を担う役員が自治労連運動の理論を学び、実践にどう活かすかをお互いの親睦を深めながら学ぶ機会として、役員労働学校を開催にします。
- 6) 学びながら交流する「東京の自治体に働く青年交流会」の実行委員会に参加し、全ての単組・局支部から積極的に取り組みます。

(4) 自治労連共済「みんなでつくる・支え合い」共済拡大運動、「生活応援」労金推進運動を軸に、組織拡大と自治労連共済加入・労金利用拡大一体の取り組み

共済活動、労金運動などの「助け合い」活動を、組合員の加入拡大と一体で取り組み、具体的な成果を上げる取り組みを展開します。

- 1) 組合活動と共済事業を一体で取り組むため、共済グループ(都区職員共済会・自治労連共済東京支部・自動車共済関東)と共済推進委員会を毎月開催します。
- 2) 自治労連の「つながる・支える」共済拡大運動を自治労連共済東京支部とともに具体化し、全ての組織で具体的な目標を持って取り組むことをめざします。
- 3) 職場の中核を担う 30～40 代組合員の団結強化と共済事業の安定化をめざし、配偶者・子どもの加入促進を重点に取り組みます。
- 4) 新規採用者・組合未加入者へのセット共済D型プレゼントキャンペーン(春・夏の2回)をすべての組織が活用することで、組合員拡大と共済加入拡大の双方で成果を上げることをめざします。
- 5) 東京自治労連の組織拡大月間などの取り組みに、共済グループの夏季と冬季の加入拡大キャンペーンを積極的に活用します。
- 6) 組合員の資産形成に対するニーズに応える「共済年金」(労働共済連)を新たに取り組みます。
- 7) 次世代育成と信頼される組合の確立をめざし、自治労連の「共済学校」や共済グループの研修への

積極的な参加を単組・局支部に呼びかけます。

- 8) 組合加入の具体的なメリットとして自治労連共済、労金を知らせることで、正規職員はもとより会計年度任用職員の組合加入を推進します。
- 9) 「カードローン相談」や「ローンの借り換え」など組合員のくらしを守るため、労金事業を積極的に宣伝し活用します。
- 10) 「東京地評労金推進会議」に参加し、労働者が主人公の健全な労金活動を推進します。

(5) 学習教育・宣伝活動

- 1) 支部・分会・職場段階での学習活動を具体化し、「ここから始める組合活動・自治労連運動」の活用を各単組・局支部で実施します。
- 2) 次世代役員育成をめざし、憲法・平和活動、青年ステップセミナーゆけむりプロジェクト等に参加した青年に賃金、各種制度学習をすすめ、春闘・人勧闘争期・秋季年末闘争の各行動への参加可能な単組・局支部は要請行動等への参加を追求します。
- 3) 地方自治問題の理論誌である自治労連・地方自治問題研究機構の「自治と分権」の普及をすすめます。
- 4) 全労連初級講座「わくわく講座」の取り組みをすすめます。講座への参加を積極的に呼びかけます。
- 5) 憲法・平和など諸団体が主催する学習会に参加します。
- 6) 東京労働者学習協会(旧東京学習会議)が主催する学習会や講習会への参加、勤労者通信大学の受講、と「学習の友」の普及および「読み合わせ」などの運動を追求します。
- 7) 「とうきょうの自治体の仲間」やホームページを充実させ、全組合員に東京のたたかいを紹介し、励まして、元気を届ける記事の掲載を行います。
- 8) コロナ禍だからこそ、労働組合の存在感を示す「顔」としての機関紙の充実をはかり、要求とたたかいの組織をすすめ、組合と組合員相互の結びつきを強めます。
- 9) 公務労組連絡会が発行する住民宣伝チラシを活用します。

(6) 文化・スポーツ活動

新型コロナウイルス感染の影響により、自治労連は全国文化・スポーツ大会を中止の方向で検討されています。東京自治労連は、自治労連の方針を受け止め、2021年度の軟式野球大会、囲碁・将棋大会、女子バレーボール大会を中止します。

(7) 各分野のたたかい

1) 青年部

「住民のためにいい仕事がしたい」「つながりたい」という青年の要求を正面に据えた運動をすすめます。東京自治労連青年部活動を強化し、単組・局支部の青年活動の推進によって、次世代役員育成に取り組みます。

- ①「青年ステップセミナーゆけむりプロジェクト」等で作られた青年組合員の学習とつながりを活かして、単組・局支部の青年組合員の組織強化や青年部再建につなげます。
- ② 新人組合説明会や新採歓迎行事の運営に青年組合員が積極的に参加し、仲間を増やす活動をすす

めます。

- ③学びながら交流する「東京の自治体に働く青年交流会」の実行委員会に参加し、すべての単組・局支部から積極的にとりくみます。
- ④NPT再検討会議、原水爆禁止世界大会、Ring! Link! Zero(核兵器をなくす青年交流会)などの参加のあり方を検討した上で積極的に参加し、憲法と平和について学び、核兵器廃絶を願う広範な青年と協力・共同をすすめます。
- ⑤組合の意義と役割を学ぶことで、単組・局支部で核になる青年を育成するため「自治労連青年・女性ステップセミナー2022」など各種労働学校への参加をすすめます。
- ⑥全労連青年部・自治労連青年部・東京地評青年協議会に結集し、広範な青年と「一致する要求」での共同をすすめます。

2) 女性部

- ①平和を求める取り組みをすすめるため、学習・署名・宣伝に取り組みます。
- ②母性保護への攻撃を許さず、権利の拡充、総労働時間短縮、不払い残業根絶、労働規制に取り組み、「健康で働き続けられる職場」を求めて運動します。
- ③国連女性差別撤廃条約選択議定書の批准、慰安婦問題の解決、ジェンダー平等に基づく民法改正をすすめるため、学習・宣伝・婦団連の署名に取り組みます。
- ④自治労連女性部、東京地評女性センターに結集して運動をすすめます。
- ⑤国際女性デー中央集会(3月8日)、2021年東京母親大会(12月5日・板橋)、自治労連女性部定期大会(8月21日)、第41回自治体にはたらく女性の全国交流集会・長野県上田市(7月3~4日)、第65回はたらく女性の中央集会in東京(10月23~24日)、第66回日本母親大会・沖縄(11月12~14日)に積極的に参加します。
- ⑥雇用におけるすべての男女差別禁止を求め、男女雇用機会均等法・パート労働法の実効ある改正に向けて取り組みます。
- ⑦官製ワーキングプア解消のため、均等待遇の実現にとりくみます。非正規職員の組織化をすすめます。
- ⑧常任委員会と委員会での学習や、春闘のつどいを開催し、情勢の確認や運動の意思統一を図ります。
- ⑨「自治労連・組合活動への男女参加促進のアクションプログラム」にもとづき、機関会議の女性参加促進、女性役員育成に向け、女性部として知恵と力を出し合い、取り組みます。
- ⑩女性部三大要求の「1. 婦人科検診の毎年実施、2. 部分休業・育児短時間勤務・介護休暇等を取得するための条件整備、3. 育休代替の正規職員配置」の取り組みと、9条改憲阻止、集団的自衛権行使や辺野古新基地建設等反対など、平和運動拡充のための学習と署名運動、宣伝活動に取り組みます。

3) 現業評議会

現業労働者は、自らの職場や賃金労働条件を守り、改善する取り組みと、最低賃金の大幅な引き上げや公契約条例の実現など、これまで以上に取り組むことが求められています。

現業職場の「専門性の追求」のためには「継続性」が必要です。民間委託や臨時・非常勤への置き換えではなく、正規職員による退職者補充を要求し、地域住民の「いのち」と「健康」を守るため、公務公共性を一層発揮した運動に取り組みます。

- ①東京都、特別区、三多摩における現業職員の削減や業務の委託化を阻止し、現業職員の新規採用を実現するため、各単組・局支部の取り組みに連携して運動をすすめます。
- ②「予算・人員要求闘争」を重点課題とし、予算編成期前の早い段階での「要求書提出」や「要請行動」など、各単組・局支部現評との共同した取り組みを行ないます。
- ③自治労連全国統一行動「10・15 現業統一闘争」秋季年末闘争勝利！東京自治労連・自治労連都庁職10・15 都庁前統一行動(仮称)へ現業組合員の積極的な参加を呼びかけるとともに「闘争」の成功に全力をあげます。
- ④正規職員の未加入者の組合加入と会計年度任用職員等の組織化をリストラ闘争と結合させた取り組みとして、職場内すべての労働組合未加入者への加入働きかけと組織化をめざします。
- ⑤安全・安心の住民サービス提供のため、全ての自治体現業職場と関係職場から、公務災害(労働災害)や職業病の発生を防ぐため、安全衛生委員会の活動強化と取り組みを重視します。
- ⑥第22回現業労働学校(6月予定)、第22回現業全国学習交流集会(6月予定)《日程確認する》に積極的に参加をします。
- ⑦常任幹事会・幹事会を定期開催し、情勢と運動課題の意思統一を図り、単組・局支部の活動交流や取り組みに対し連携と支援を行います。
- ⑧三多摩地域の単組や自治労連と共同する会との交流をはかります。

4) 非正規公共評

会計年度任用職員制度のもとで、「いつでも雇い止め」「いつまでの非正規」の拡大を許さず、「均等待遇に基づく任期の定めのない短時間一般職公務員制度」の確立に向け、たたかいをすすめます。また、正規の各単組・局支部と連携して取り組むとともに、全国の経験に学び、真似て、工夫し、非正規・公務公共関係組合員自らが組合員を増やす運動に参加することを追求します。

- ①正規と変わらない本格的業務を担いながらも、処遇に合わない責務に対する要求や不満、「もっといい仕事がしたい」という非正規・公務公共関係労働者としての要求を大切にしたい懇談会、交流会などで要求集約と組織化をすすめます。
- ②会計年度任用職員の雇用年限撤廃、勤勉手当相当分の別途の支給、経験加算制度実現など正規職員との均等待遇の実現に向けて取り組みます。
- ③婦人相談員等の福祉・教育分野の相談業務を始めとした非常勤職員の時間外労働が恒常的になっています。職務実態を聞き取り、要求と組織化を一体にして取り組みます。
- ④地域からの世論を広げるために、「官製ワーキングプアをつくりだすな」の運動を広げます。また、自治労連が提起する、国会請願署名に取り組みます。
- ⑤「生計費に基づく最低賃金要求」確立にむけ、学習・討議をすすめるとともに、要求実現の力となる組織拡大をすすめます。
- ⑥非正規公務公共関係労働者全国交流集会(未定)に積極的に参加します。
- ⑦庁内世論を高める、正規組合の機関紙への非正規の取り組みの掲載など、非正規・公務公共関係労働者の要求運動の共有化をすすめます。
- ⑧職種・職域ユニオンの組織拡大をすすめるため、二重加盟・協力員を増員し、強化します。図書館、保育、児童館・学童ユニオンを軸にして、組織化をすすめます。
- ⑨公的サービスの産業化の闘いの中で、自治体単組と協力して、会計年度任用職員と外郭団体の正規・非正規職員の組織拡大をすすめ、民間委託反対の力とすることを追求します。

5) 三多摩協議会

三多摩地域に働く自治体・公務公共関係労働者の自治労連結集をめざし、「共同する会」「現業懇談会」「保育連絡会」とともに、共同闘争を追求し、交流をはかります。

- ①幹事会を適宜開催し、運動の意思統一をめざします。
- ②三多摩労連、三多摩春闘共闘が提起する運動に結集します。
- ③「三多摩協議会通信」の定期発行をめざします。
- ④三多摩労働講座を開催します。
- ⑤非正規労働者の組織化に向けて、関係単組との懇談会の開催をめざします。

6) 消防職員の組織化

消防職員の団結権問題の議論がすすむ中で、組織化を早急に着手することが求められています。今後、全国の運動に学んで取り組みをすすめます。

以上